

修正前	修正後（案）
<p style="text-align: center;">第4章 生駒市防災対策の基本的な考え方</p> <p>災害対策の目的は、市民の生命及び財産を保護し、社会生活を維持することにある。この目的を達成するための具体的な目標として、本市の地域特性や県における広域的な位置づけなどを踏まえ、本市の防災に関わる課題を整理するとともに、阪神・淡路大震災における教訓を参考とした。</p> <p>1 災害に強い都市基盤の整備</p> <p>本市は、近年急速に都市化が進行し自然条件が変化しつつあり、災害により被害を受ける危険性がある。災害時において被害を最小限に抑えるため、治山・治水対策の充実を図る。</p> <p>また、防災施設の整備や建築物の耐震・耐火化の促進等防災型まちづくりを推進するとともに消防力の強化を図り、災害に強い都市空間の形成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険箇所等における防災対策事業の推進 ・大規模な地震により土砂災害の発生が予想される地域における開発行為の規制 ・防災拠点や避難場所・避難路、公園・緑地、消防水利施設等防災施設の整備 ・交通・ライフライン施設の整備と災害対策の推進 ・面的な市街地整備と建築物の耐震・耐火化の促進 ・消防力の強化 <p>2 災害時に即応できる防災体制の確立</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に応急対策活動を行うため、防災活動体制の強化を図るとともに、防災関係機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動員体制や各職員の役割分担の明確化による災害対策本部の機能強化 ・医療体制の整備、飲料水・食料・生活必需品の確保等の救助・救護・救援活動体制の整備 ・防災行政無線、携帯電話、パソコン、CATV等多様な情報機器の整備・活用による情報収集・伝達体制の整備 ・災害ボランティア受入れ体制の整備 ・防災関係機関との連携強化と他市町村との広域的な応援体制の確立 <p>3 災害時要援護者に対する支援の強化</p> <p>高齢者や若齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者が災害時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としていることは阪神・淡路大震災の事例からも明らかである。</p> <p>そこで、災害時において円滑に避難・救護活動が行えるよう、<u>災害時要援護者に配慮したきめ細かな防災対策を進める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 生駒市防災対策の基本的な考え方</p> <p>災害対策の目的は、市民の生命及び財産を保護し、社会生活を維持することにある。この目的を達成するための具体的な目標として、本市の地域特性や県における広域的な位置づけなどを踏まえ、本市の防災に関わる課題を整理するとともに、阪神・淡路大震災における教訓を参考とした。</p> <p>1 災害に強い都市基盤の整備</p> <p>本市は、近年急速に都市化が進行し自然条件が変化しつつあり、災害により被害を受ける危険性がある。災害時において被害を最小限に抑えるため、治山・治水対策の充実を図る。</p> <p>また、防災施設の整備や建築物の耐震・耐火化の促進等防災型まちづくりを推進するとともに消防力の強化を図り、災害に強い都市空間の形成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険箇所等における防災対策事業の推進 ・大規模な地震により土砂災害の発生が予想される地域における開発行為の規制 ・防災拠点や避難場所・避難路、公園・緑地、消防水利施設等防災施設の整備 ・交通・ライフライン施設の整備と災害対策の推進 ・面的な市街地整備と建築物の耐震・耐火化の促進 ・消防力の強化 <p>2 災害時に即応できる防災体制の確立</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に応急対策活動を行うため、防災活動体制の強化を図るとともに、防災関係機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動員体制や各職員の役割分担の明確化による災害対策本部の機能強化 ・医療体制の整備、飲料水・食料・生活必需品の確保等の救助・救護・救援活動体制の整備 ・防災行政無線、携帯電話、パソコン、CATV等多様な情報機器の整備・活用による情報収集・伝達体制の整備 ・災害ボランティア受入れ体制の整備 ・防災関係機関との連携強化と他市町村との広域的な応援体制の確立 <p>3 災害時要援護者に対する支援の強化</p> <p>高齢者や若齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者が災害時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としていることは阪神・淡路大震災の事例からも明らかである。</p> <p>そこで、災害時において円滑に避難・救護活動が行えるよう、<u>「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、防災対策を進める。</u></p> <p><u>「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」は『資料編』資料35に示す。</u></p>

修正前	修正後（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要援護者施設における防災体制の強化</u> ・<u>災害時要援護者に対する防災知識の普及</u> ・<u>地域ぐるみの支援体制の整備</u> ・<u>災害時要援護者に配慮した情報伝達方法の確立</u> <p>4 市民参加による地域防災力の向上</p> <p>本市は、近年の住宅開発に伴い新住民の割合が年々高くなっている。市民の定住意識は高く、社会参加の意欲もみられる。</p> <p>また、価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、市民間や家庭内での連帯感が欠如しつつある。さらに、昼間は女性、子供、高齢者が多くを占め、災害が発生した場合には、社会的混乱が大きくなるおそれがある。</p> <p>このような現状を踏まえ、自主防災組織の育成をコミュニティ活動の一環として支援し、防災知識の普及を図り、防災訓練等を実施することによって市民参加による地域防災力の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成・強化 ・防災意識の啓発、防災知識の普及 ・企業等の地域活動の参加促進 ・防災訓練の実施 <p>5 情報提供体制の整備</p> <p>災害時においては、社会的混乱を抑制し市民生活の安定を図るため、災害情報、被害状況・避難に関する情報、応急対策実施状況に関する情報、安否情報等を即時に市民に提供することが重要である。</p> <p>本市では都市型CATVが活用されているが、防災拠点や避難場所、防災上重要な施設へCATVを設置すれば、情報提供サービスを行うとともに、双方向に対応できるCATVの特徴をいかして各施設に寄せられた市民のニーズを把握し、それらを防災活動に反映させることが可能である。そこで、全市民がCATVを利用できるよう関係機関に働きかけ、CATVの活用によるきめ細かな情報提供のシステムづくりを目指す。</p> <p>また、上記のCATVのほか、既に開設済みのホームページ等を活用し、多様なメディアを利用した情報提供制度を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市域へのCATVネットワークの展開 ・CATVの活用によるきめ細かな情報提供のシステムづくり ・CATVの情報の受発信と防災活動の連携 ・ホームページへの防災記事の掲載 ・各小中学校へのパソコンの配置とインターネットへの接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>削除</u> <p>4 市民参加による地域防災力の向上</p> <p>本市は、近年の住宅開発に伴い新住民の割合が年々高くなっている。市民の定住意識は高く、社会参加の意欲もみられる。</p> <p>また、価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、市民間や家庭内での連帯感が欠如しつつある。さらに、昼間は女性、子供、高齢者が多くを占め、災害が発生した場合には、社会的混乱が大きくなるおそれがある。</p> <p>このような現状を踏まえ、自主防災組織の育成をコミュニティ活動の一環として支援し、防災知識の普及を図り、防災訓練等を実施することによって市民参加による地域防災力の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成・強化 ・防災意識の啓発、防災知識の普及 ・企業等の地域活動の参加促進 ・防災訓練の実施 <p>5 情報提供体制の整備</p> <p>災害時においては、社会的混乱を抑制し市民生活の安定を図るため、災害情報、被害状況・避難に関する情報、応急対策実施状況に関する情報、安否情報等を即時に市民に提供することが重要である。</p> <p>本市では都市型CATVが活用されているが、防災拠点や避難場所、防災上重要な施設へCATVを設置すれば、情報提供サービスを行うとともに、双方向に対応できるCATVの特徴をいかして各施設に寄せられた市民のニーズを把握し、それらを防災活動に反映させることが可能である。そこで、全市民がCATVを利用できるよう関係機関に働きかけ、CATVの活用によるきめ細かな情報提供のシステムづくりを目指す。</p> <p>また、上記のCATVのほか、既に開設済みのホームページ等を活用し、多様なメディアを利用した情報提供制度を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市域へのCATVネットワークの展開 ・CATVの活用によるきめ細かな情報提供のシステムづくり ・CATVの情報の受発信と防災活動の連携 ・ホームページへの防災記事の掲載 ・各小中学校へのパソコンの配置とインターネットへの接続

修正前	修正後（案）
<p>第6項 災害時要援護者の安全確保</p> <p style="text-align: right;">[福祉健康部、教育総務部]</p> <p>災害時に自己の力で迅速に行動し、避難・脱出することが困難な人々や、災害に際して精神的に対応することが難しい人々を災害時要援護者と呼ぶ。具体的には高齢者、障害者、乳幼児、入院中の患者等に相当する。</p> <p>本項ではこれら災害時要援護者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。</p> <p>1 地域拠点の整備</p> <p>平常時における市民相互の助け合いや、適切なケアシステムの構築が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、市は市民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を福祉センターに設定し、体系的に整備するよう努める。</p> <p>2 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>市は、<u>民生委員、児童委員、ホームヘルパー、自治会、ボランティア等の活動を通じ</u>、高齢者、障害者等の状況を把握し、<u>台帳を作成しておくなど</u>、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。</p> <p>(2) 障害者への情報伝達方法の確立</p> <p>市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。</p> <p>また、市は、障害者を含めた市民に防災知識の普及啓発を図るとともに、必要に応じ防災上の相談・指導を行う。</p> <p>(3) 緊急通報システムの整備</p> <p>市は、障害者、高齢者等のうち必要な者と消防本部等の間に緊急通報システムの充実を図る。また、要援護者向けの緊急通報システムの構築に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立</p> <p>市等は、高齢者、障害者等の中で、災害時に施設で保護する必要のある者に対し、社会福祉施設の一時的措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化</p> <p>市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自身の安全を確保することが困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。</p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備</p> <p>① 市は、市立社会福祉施設のうち、改築又は補強を要するものについて、その整備を計</p>	<p>第6項 災害時要援護者の安全確保</p> <p style="text-align: right;">[福祉健康部、教育総務部]</p> <p>災害時に自己の力で迅速に行動し、避難・脱出することが困難な人々や、災害に際して精神的に対応することが難しい人々を災害時要援護者と呼ぶ。具体的には高齢者、障害者、乳幼児、入院中の患者等に相当する。</p> <p>本項ではこれら災害時要援護者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。</p> <p>1 地域拠点の整備</p> <p>平常時における市民相互の助け合いや、適切なケアシステムの構築が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、市は市民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を福祉センターに設定し、体系的に整備するよう努める。</p> <p>2 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>市は、<u>「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて</u>、高齢者、障害者等の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。</p> <p>(2) 障害者への情報伝達方法の確立</p> <p>市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。</p> <p>また、市は、障害者を含めた市民に防災知識の普及啓発を図るとともに、必要に応じ防災上の相談・指導を行う。</p> <p>(3) 緊急通報システムの整備</p> <p>市は、障害者、高齢者等のうち必要な者と消防本部等の間に緊急通報システムの充実を図る。また、要援護者向けの緊急通報システムの構築に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立</p> <p>市等は、高齢者、障害者等の中で、災害時に施設で保護する必要のある者に対し、社会福祉施設の一時的措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化</p> <p>市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自身の安全を確保することが困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。</p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備</p> <p>① 市は、市立社会福祉施設のうち、改築又は補強を要するものについて、その整備を計</p>

修正前	修正後（案）
<p>画的に実施する。また、民間福祉施設については、その整備を指導する。</p> <p>② 市は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設・避難所等において、敷地内通路及び出入口を車イスで通行できる避難路として整備（バリアフリー化）に努める。</p> <p>4 外国人対応の整備 外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達等の方法について定める。</p> <p>（1）日常の情報提供 市は、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレットの発行を通じて、防火・防災知識の啓発に努める。</p> <p>（2）災害時の情報伝達等 市は、災害時に外国人市民等の被災状況を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行えるよう体制を整備する。</p> <p>5 災害時に特に配慮すべき事項 市は、災害時に次の事項について災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p><u>ア 各種広報媒体を活用した情報提供</u> <u>イ 自主防災組織、民生児童委員等の地域住民の協力による避難誘導</u> <u>ウ 名簿等の活用による居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見</u> <u>エ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応</u> <u>オ 避難所等における災害時要援護者の把握とニーズ調査</u> カ おむつやポータブル便器等生活必需品の配慮 キ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮 ク 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援 <u>ケ 巡回健康相談や栄養相談等の重点的实施</u> <u>コ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮</u> サ 仮設住宅の優先的入居 シ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認 <u>ス ケースワーカーの配置や継続的なこころのケア対策</u> <u>セ インフルエンザ等感染症の防止</u> ソ 社会福祉施設の被害状況調査 タ 相談窓口の設置 <u>チ その他</u></p>	<p>画的に実施する。また、民間福祉施設については、その整備を指導する。</p> <p>② 市は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設・避難所等において、敷地内通路及び出入口を車イスで通行できる避難路として整備（バリアフリー化）に努める。</p> <p>4 外国人対応の整備 外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達等の方法について定める。</p> <p>（1）日常の情報提供 市は、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレットの発行を通じて、防火・防災知識の啓発に努める。</p> <p>（2）災害時の情報伝達等 市は、災害時に外国人市民等の被災状況を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行えるよう体制を整備する。</p> <p>5 災害時に特に配慮すべき事項 市は、災害時に次の事項について災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>ア おむつやポータブル便器等生活必需品の配慮 イ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮 ウ 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援 エ 仮設住宅の優先的入居 オ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認 カ 社会福祉施設の被害状況調査 キ 相談窓口の設置 ク <u>その他「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に記載する事項</u> <u>「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を『資料編』資料35に示す。</u></p>

修正前	修正後（案）
<p data-bbox="154 235 540 268">第8項 災害時要援護者対策</p> <p data-bbox="1193 281 1368 315">[医療福祉部]</p> <p data-bbox="154 323 1368 453">災害に対して弱い立場にある高齢者や障害者等の安全を確保するとともに、<u>行政と地域組織（自治会等）は相互に協力し、災害時においても可能な限り福祉サービスを維持し、災害時要援護者の生活基盤の再建を支援する。</u></p> <p data-bbox="154 508 338 541">1 共通項目</p> <p data-bbox="184 554 854 588">① <u>民生委員やボランティア等による支援及び相談</u></p> <p data-bbox="184 596 1347 630">② <u>精神的ダメージ(PTSD)を負った人への相談業務（カウンセラー及び保健師等の確保）</u></p> <p data-bbox="184 646 486 680">③ <u>巡回医療等の実施</u></p> <p data-bbox="184 688 682 722">④ <u>仮設住宅や公営住宅への優先入居</u></p> <p data-bbox="184 739 599 772">⑤ <u>必要物資等の確保及び供給</u></p> <p data-bbox="184 781 712 814">⑥ <u>避難所における介護スペースの確保</u></p> <p data-bbox="184 831 457 865">⑦ <u>冷暖房等の配慮</u></p> <p data-bbox="184 873 854 907">⑧ <u>社会福祉施設の早期復旧と平常業務の早期再開</u></p> <p data-bbox="154 966 314 999">2 高齢者</p> <p data-bbox="184 1012 682 1045">① <u>避難所での介護・支援体制づくり</u></p> <p data-bbox="184 1054 937 1087">② <u>寝たきり高齢者等の社会福祉施設への一時的入居措置</u></p> <p data-bbox="184 1096 937 1129">③ <u>ホームヘルパーや保健師による公的支援及び相談業務</u></p> <p data-bbox="154 1188 314 1222">3 障害者</p> <p data-bbox="184 1234 682 1268">① <u>障害者への介助・支援体制づくり</u></p> <p data-bbox="184 1276 682 1310">② <u>社会福祉施設への一時的入居措置</u></p> <p data-bbox="184 1318 765 1352">③ <u>被災直後の火気点検等の安全対策の指導</u></p> <p data-bbox="184 1360 742 1394">④ <u>公的サービスによる支援及び相談業務</u></p> <p data-bbox="154 1453 540 1486">4 その他の災害時要援護者</p> <p data-bbox="184 1499 540 1533">① <u>生活困窮者の相談業務</u></p> <p data-bbox="184 1541 486 1575">② <u>外国人の相談業務</u></p> <p data-bbox="184 1583 540 1617">③ <u>法律相談窓口等の開設</u></p>	<p data-bbox="1507 235 1893 268">第8項 災害時要援護者対策</p> <p data-bbox="2546 281 2721 315">[医療福祉部]</p> <p data-bbox="1507 323 2721 453">災害に対して弱い立場にある高齢者や障害者等の安全を確保するとともに、「<u>生駒市災害時要援護者避難支援プラン</u>」に基づいて<u>関係機関と連携を図り、災害時においても可能な限り福祉サービスを維持し、災害時要援護者の生活基盤の再建を支援する。</u></p> <p data-bbox="1507 508 1608 541">削除</p>

修正前	修正後（案）
<p>第2項 清掃対策計画</p> <p style="text-align: right;">[土木部、環境部]</p> <p>災害発生後に被害家屋等から排出される<u>ゴミ</u>等を速やかに搬出し処理するために、<u>ゴミ</u>、し尿等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における清掃業務の万全を期す。</p> <p>1 実施担当者</p> <p><u>ゴミ</u>、し尿、ガレキ等の処理に係わる業務は、本部長（市長）が実施し、<u>ゴミ</u>、し尿は環境部が、ガレキ等は土木部が担当する。</p> <p>2 一般<u>ゴミ</u></p> <p>(1) 集積</p> <p>一般家庭からの<u>ゴミ</u>収集は、地区毎に臨時集積場所を定めて集積する。なお、災害時においても原則として分別収集とする。</p> <p>(2) 収集</p> <p><u>ゴミ</u>の収集は、<u>できる限り(株)生駒市衛生社及び市職員が市有車両を活用して対処する。ただし、市の現有能力だけでは業務の実施が不可能な場合は、必要に応じてダンプ車及び業務員を借上げて実施する。</u>それでも、なお不足する場合は県及び近隣市町村等に要請し、協力を求める。</p> <p>(3) 処理</p> <p>一般<u>ゴミ</u>の処理は、リレーセンター、清掃センターへ搬送して行う。</p> <p>ただし、同処理場で処理が困難な場合は県へ要請し、処理施設のあっせんを求める。</p> <p>3 し尿</p> <p>(1) 収集</p> <p>災害等により広範囲にわたり、し尿の収集を必要とする事態が発生した場合、<u>(有)生駒市清掃社</u>及び収集運搬許可業者を活用して対処する。</p> <p>ただし、市の現有能力だけでは業務の実施が不可能な場合は、近隣市町村等へ協力を求める。それでも、なお不足する場合は県に要請する。</p> <p>(2) 処理</p> <p>し尿の処理は衛生処理場に搬送して行う。</p> <p>ただし、同処理場での処理が困難な場合は県へ要請し、処理施設のあっせんを求める。</p> <p>(3) 仮設トイレ</p> <p>災害により、し尿の処理、水道の復旧に時間が必要となった場合、市（環境部）は次の手順により仮設トイレを設置する。</p> <p>① 情報の収集及び連絡</p> <p>避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。</p> <p>② し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握</p> <p>ア し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所</p>	<p>第2項 清掃対策計画</p> <p style="text-align: right;">[土木部、環境部]</p> <p>災害発生後に被害家屋等から排出される<u>ごみ</u>等を速やかに搬出し処理するために、<u>ごみ</u>、し尿等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における清掃業務の万全を期す。</p> <p>1 実施担当者</p> <p><u>ごみ</u>、し尿、ガレキ等の処理に係わる業務は、本部長（市長）が実施し、<u>ごみ</u>、し尿は環境部が、ガレキ等は土木部が担当する。</p> <p>2 一般<u>ごみ</u></p> <p>(1) 集積</p> <p>一般家庭からの<u>ごみ</u>収集は、地区毎に臨時集積場所を定めて集積する。なお、災害時においても原則として分別収集とする。</p> <p>(2) 収集</p> <p><u>ごみ</u>の収集は、<u>市有車両のほか委託業者の所有車両及び業務員を活用して対処する。</u>それでも、なお不足する場合は県及び近隣市町村等に要請し、協力を求める。</p> <p>(3) 処理</p> <p>一般<u>ごみ</u>の処理は、リレーセンター、清掃センターへ搬送して行う。</p> <p>ただし、同処理場で処理が困難な場合は県へ要請し、処理施設のあっせんを求める。</p> <p>3 し尿</p> <p>(1) 収集</p> <p>災害等により広範囲にわたり、し尿の収集を必要とする事態が発生した場合、<u>委託業者</u>及び収集運搬許可業者を活用して対処する。</p> <p>ただし、市の現有能力だけでは業務の実施が不可能な場合は、近隣市町村等へ協力を求める。それでも、なお不足する場合は県に要請する。</p> <p>(2) 処理</p> <p>し尿の処理は衛生処理場に搬送して行う。</p> <p>ただし、同処理場での処理が困難な場合は県へ要請し、処理施設のあっせんを求める。</p> <p>(3) 仮設トイレ</p> <p>災害により、し尿の処理、水道の復旧に時間が必要となった場合、市（環境部）は次の手順により仮設トイレを設置する。</p> <p>① 情報の収集及び連絡</p> <p>避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。</p> <p>② し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握</p> <p>ア し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所</p>

修正前	修正後（案）
<p style="text-align: center;">第5節 災害現場に関する計画</p> <p>第1項 消防活動計画</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p> <p>災害対策本部は、火災その他各種災害の発生に対処するため、消防部と緊密な連絡を図り災害の防止に努めるとともに大火災等、非常災害の発生に際しては、市民の生命、身体及び財産の保護にあたる。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>実施責任者は、災害対策本部長とし、大火災その他災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防部に対し出動を指令する。ただし、事情緊迫する場合は、消防部長の判断において出動を命じ事後本部長に報告することができる。</p> <p>2 地震災害対策消防本部</p> <p>(1) 設置者 消防長（地震災害対策消防本部長）</p> <p>(2) 責任者</p> <p>① 本部長 消防長</p> <p>② 副本部長 <u>消防本部次長</u></p> <p>③ 本部長の代行</p> <p>本部長不在時の災害応急活動の指揮は、次の者が記載順に代行する。</p> <p>ア 毎日勤務者勤務時 副本部長（<u>消防本部次長</u>）又は班長（警防課長、総務課長、予防課長）の職にある者</p> <p>イ 毎日勤務者不在時 当直中隊長</p> <p>(3) 設置場所 消防本部</p> <p>(4) 設置基準</p> <p>消防長は、応急体制を確立し災害応急対策の推進を図るため、特別配備体制発令と同時に地震災害対策消防本部を設置する。なお、生駒市災害対策本部が設置された場合、地震災害対策消防本部は生駒市災害対策本部に吸収され、災害対策本部消防部を構成する。</p> <p>① 特別配備体制発令基準</p> <p>ア 生駒市域に震度5弱（奈良地方気象台発表）以上の地震が発生したとき。</p> <p>イ 前記アにかかわらず、震災（地震により発生する火災又は救助、救急事象）が発生し、消防長が必要と認めたとき</p> <p>② 特別配備体制廃止基準</p> <p>消防長は、生駒市災害対策本部が閉鎖されたとき又は消防部における災害活動が概ね完了したと認めるときは、特別配備体制を解除する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害現場に関する計画</p> <p>第1項 消防活動計画</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p> <p>災害対策本部は、火災その他各種災害の発生に対処するため、消防部と緊密な連絡を図り災害の防止に努めるとともに大火災等、非常災害の発生に際しては、市民の生命、身体及び財産の保護にあたる。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>実施責任者は、災害対策本部長とし、大火災その他災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防部に対し出動を指令する。ただし、事情緊迫する場合は、消防部長の判断において出動を命じ事後本部長に報告することができる。</p> <p>2 地震災害対策消防本部</p> <p>(1) 設置者 消防長（地震災害対策消防本部長）</p> <p>(2) 責任者</p> <p>① 本部長 消防長</p> <p>② 副本部長 <u>副消防長</u></p> <p>③ 本部長の代行</p> <p>本部長不在時の災害応急活動の指揮は、次の者が記載順に代行する。</p> <p>ア 毎日勤務者勤務時 副本部長（<u>副消防長</u>）又は班長（警防課長、総務課長、予防課長）の職にある者</p> <p>イ 毎日勤務者不在時 当直中隊長</p> <p>(3) 設置場所 消防本部</p> <p>(4) 設置基準</p> <p>消防長は、応急体制を確立し災害応急対策の推進を図るため、特別配備体制発令と同時に地震災害対策消防本部を設置する。なお、生駒市災害対策本部が設置された場合、地震災害対策消防本部は生駒市災害対策本部に吸収され、災害対策本部消防部を構成する。</p> <p>① 特別配備体制発令基準</p> <p>ア 生駒市域に震度5弱（奈良地方気象台発表）以上の地震が発生したとき。</p> <p>イ 前記アにかかわらず、震災（地震により発生する火災又は救助、救急事象）が発生し、消防長が必要と認めたとき</p> <p>② 特別配備体制廃止基準</p> <p>消防長は、生駒市災害対策本部が閉鎖されたとき又は消防部における災害活動が概ね完了したと認めるときは、特別配備体制を解除する。</p>

修正前		修正後（案）	
資料1	水防警報指定河川等……………1	資料1	水防警報指定河川等……………1
資料2	土石流危険溪流……………2	資料2	土石流危険溪流……………2
資料3	ため池要整備箇所……………5	資料3	ため池要整備箇所……………5
資料4	地すべり危険箇所……………8	資料4	地すべり危険箇所……………8
資料5	急傾斜地崩壊危険箇所……………9	資料5	急傾斜地崩壊危険箇所……………9
資料6	山地災害危険地区（治山）……………11	資料6	山地災害危険地区（治山）……………11
資料7	宅地造成規制区域……………12	資料7	宅地造成規制区域……………12
資料8	自主防災会等の現況……………14	資料8	自主防災会等の現況……………14
資料9	防災倉庫の保管数量表……………15	資料9	防災倉庫の保管数量表……………15
資料10	生駒市防災行政無線一覧表……………16	資料10	生駒市防災行政無線一覧表……………16
資料11	奈良県防災行政無線……………18	資料11	奈良県防災行政無線……………18
資料12	緊急輸送路網図……………19	資料12	緊急輸送路網図……………19
資料13	災害活動用緊急ヘリポート……………20	資料13	災害活動用緊急ヘリポート……………20
資料14	動員表……………21	資料14	動員表……………21
資料15	生駒市災害対策本部編成表……………23	資料15	生駒市災害対策本部編成表……………23
資料16	事務分掌表……………24	資料16	事務分掌表……………24
資料17	新聞・テレビ等報道関係機関……………29	資料17	新聞・テレビ等報道関係機関……………29
資料18	防災関係団体との応援協力体制……………30	資料18	防災関係団体との応援協力体制……………30
資料19	消防部の組織……………31	資料19	消防部の組織……………31
資料20	消防署の救助器具保有状況……………32	資料20	消防署の救助器具保有状況……………32
資料21	災害時における協定等……………33	資料21	災害時における協定等……………33
資料22	医師会班編制表……………44	資料22	医師会班編制表……………44
資料23	診療科目一覧表……………45	資料23	診療科目一覧表……………45
資料24	市における自動車保有状況……………45	資料24	市における自動車保有状況……………45
資料25	避難場所一覧……………46	資料25	避難場所一覧……………46
資料26	給食材料の調達先……………47	資料26	給食材料の調達先……………47
資料27	給水器具の種類等……………48	資料27	給水器具の種類等……………48
資料28	消毒薬等備蓄状況……………48	資料28	消毒薬等備蓄状況……………48
資料29	一般廃棄物処理施設……………49	資料29	一般廃棄物処理施設……………49
資料30	し尿処理資機材……………49	資料30	し尿処理資機材……………49
資料31	ゴミ収集資機材……………49	資料31	ゴミ収集資機材……………49
資料32	奈良県内の震度観測地点……………50	資料32	奈良県内の震度観測地点……………50
資料33	震度階級表……………53	資料33	震度階級表……………53
資料34	災害時の広報文例……………55	資料34	災害時の広報文例……………55
		資料35	生駒市災害時要援護者避難支援プラン(抜粋)……………67

修正前

資料2 土石流危険渓流

土石流危険渓流（I）

番号	渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地			保 全 対 策			
					市・郡	町・村	字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
1	149	大和川	富雄川	大北沢A	生駒市		高山町	84	29		4.08
2	150	淀川	天野川	〃 B	〃		北田原町 ひかりが丘1丁目	592	204	ひかりが丘公民館(1)	
3	151	〃	〃	大角A谷	〃		北田原町	44	15		1.1
4	152	大和川	富雄川	あすかの 沢B	〃		あすか野	615	212	あすか野交番, 西村集 会所, 生駒あすか野郵便 局(3)	-
5	153	〃	〃	あすかの 沢A	〃		〃	0	0	市立あすか野小学校, 生駒市あすか野学童 めだかクラブ(2)	
6	154	〃	竜田川	東生駒川 C	〃		小明町	70	24		0.37
7	155	〃	〃	〃 D	〃		〃	218	75	稲蔵神社(1)	1.9
8	156	〃	〃	〃 E	〃		〃	281	97	小明町自治会館, 稲蔵 寺(2)	0.25
9	157	〃	〃	〃 F	〃		〃	247	85	小明町自治会館, 稲蔵 寺(2)	0.2
10	158	〃	〃	〃 G	〃		〃	528	182	小明台集会所(1)	-
11	159	〃	〃	〃 H	〃		辻町	55	19	集会所(1)	0.22
12	160	〃	〃	〃 K	〃		〃	415	143		0.23
13	161	〃	〃	スコテン谷	〃		俵口町喜 里が丘1, 3丁目	290	100	瑞光会館, 南喜里が丘 自治会館(2)	1.5
14	162	〃	〃	薬師堂川	〃		西松ヶ丘	754	260	阿弥陀寺, ディアーズ ヨーロッパこま(2)	1.8
15	163	〃	〃	モチ川	〃		俵口町 西松ヶ丘	389	134	中垣内会館, 市立生駒 中学校(2)	1.0
16	164	〃	〃	北原支川	〃		谷田町	1024	353	中央公民館, 圓正寺, 天理教生駒大教会, ジャ スコ生駒店, 北新町会館 (5)	
17	165	〃	〃	北原川	〃		北新町 北谷田町	769	265	中央公民館, 圓正寺, 天理教生駒大教会, ジャ スコ生駒店, 北新町会館 (5)	
18	166	〃	〃	北原川 支川	〃		北新町	789	272	中央公民館, 圓正寺, 天理教生駒大教会, ジャ スコ生駒店, 北新町会館 (5)	
19	167	〃	〃	滝寺谷	〃		元町 2丁目	49	17	南陽院, 平和合掌観音, 近鉄生駒寮, グリー ンヒル生駒(4)	
20	168	〃	〃	宝山寺川	〃		元町 2丁目	821	283	滝寺, 研修セ, 杉の子 荘, 元興寺文研, 保存科 学セ, 桃李館, 南陽院等 (10)	
21	169	〃	〃	キトラ川	〃		軽井沢町 門前緑 ヶ丘	305	105	市立緑ヶ丘中学校, 生 駒山大仁寺, 大聖院 (3)	0.01
22	170	〃	〃	出合川	〃		西菜畑町	534	184	円光寺, 薬ヒグチ研修 セン ター生駒寮, 神奈川製糸 (株)生駒寮(3)	3.1

修正後（案）

資料2 土石流危険渓流

土石流危険渓流（I）

番号	渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		
					市・郡	町・村	字
1	149	大和川	富雄川	大北沢A	生駒市		高山町
2	150	淀川	天野川	〃 B	〃		北田原町 ひかりが丘1丁目
3	151	〃	〃	大角A谷	〃		北田原町
4	152	大和川	富雄川	あすかの 沢B	〃		あすか野
5	153	〃	〃	あすかの 沢A	〃		〃
6	154	〃	竜田川	東生駒川 C	〃		小明町
7	155	〃	〃	〃 D	〃		〃
8	156	〃	〃	〃 E	〃		〃
9	157	〃	〃	〃 F	〃		〃
10	158	〃	〃	〃 G	〃		〃
11	159	〃	〃	〃 H	〃		辻町
12	160	〃	〃	〃 K	〃		〃
13	161	〃	〃	スコテン谷	〃		俵口町喜里が丘1, 3丁目
14	162	〃	〃	薬師堂川	〃		西松ヶ丘
15	163	〃	〃	モチ川	〃		俵口町 西松ヶ丘
16	164	〃	〃	北原支川	〃		谷田町
17	165	〃	〃	北原川	〃		北新町 北谷田町
18	166	〃	〃	北原川 支川	〃		北新町
19	167	〃	〃	滝寺谷	〃		元町 2丁目
20	168	〃	〃	宝山寺川	〃		元町 2丁目
21	169	〃	〃	キトラ川	〃		軽井沢町門前町 緑ヶ丘
22	170	〃	〃	出合川	〃		西菜畑町

修正前

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			保全対策			
					市・郡	町・村	字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
23	171	大和川	竜田川	大融寺谷	生駒市		西菜畑町	296	102	大融寺, 神奈川製糸生駒寮, 葉ヒグチ研修センター生駒寮(3)	2.2
24	172	"	"	宮後川	"		壺分町	267	92		0.3
25	173	"	"	文殊川a	"		小倉寺町	34	12		2.4
26	174	"	"	四丁目沢	"		東生駒四丁目	35	12	近鉄百貨店明和寮(1)	
27	175	"	"	四丁目南沢	"		東生駒四丁目 さつき台一丁目	139	48	生駒市福祉センター(1)	
28	176	"	"	さつき北谷	"		壺分町	3	1	生駒市福祉センター(1)	
29	177	"	"	さつき南谷	"		"	67	23		
30	178	"	"	別院川	"		"	3	1	壺分小学校(1)	0.8
31	179	"	"	有里川	"		有里町	55	19	大福寺(1)	2.4
32	180	"	"	西畑西谷	"		西畑町	23	8	西畑町自治会館(1)	3.8
33	181	"	"	西畑中谷	"		"	32	11	西畑町自治会館(1)	4.0
34	182	"	"	西畑東谷	"		"	23	8		5.3
35	183	"	"	神田川B	"		大門町・有里町	55	19		0.29
36	184	"	"	大谷川B	"		小平尾町	232	80	-	1.0
37	185	"	"	" A	"		"	194	67		1.07
38	186	"	"	小平尾谷	"		"	131	45	小平尾公民館南分館, 小平尾南自警団消防屯所, 浄因寺, 集会所(3)	1.8
39	187	"	"	萩の谷	"		萩の台	209	72	生駒市公民館萩の台分館, 石福寺, 泉光寺(3)	2.7
40	188	"	"	乙田C沢	"		乙田町	258	89	生駒市公民館萩の台分館(1)	1.25
41	189	"	"	" D沢	"		"	220	76	生駒市公民館萩の台分館(1)	1.0
42	190	"	"	" A沢	"		乙田町萩の台	122	42		1.6
43	191	"	"	" E沢	"		乙田町萩の台	122	42		1.9
44	192	"	"	" F沢	"		乙田町, 小平尾町, 東山町萩の台5丁目	493	170	竜田川浄化センター, 井出山体育館, 井出山市民プール, 東山集会所(4)	2.83

修正後(案)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		
					市・郡	町・村	字
23	171	大和川	竜田川	大融寺谷	生駒市		西菜畑町
24	172	"	"	宮後川	"		壺分町
25	173	"	"	文殊川a	"		小倉寺町
26	174	"	"	四丁目沢	"		東生駒四丁目
27	175	"	"	四丁目南沢	"		東生駒四丁目 さつき台一丁目
28	176	"	"	さつき北谷	"		壺分町
29	177	"	"	さつき南谷	"		"
30	178	"	"	別院川	"		"
31	179	"	"	有里川	"		有里町
32	180	"	"	西畑西谷	"		西畑町
33	181	"	"	西畑中谷	"		"
34	182	"	"	西畑東谷	"		"
35	183	"	"	神田川B	"		大門町・有里町
36	184	"	"	大谷川B	"		小平尾町
37	185	"	"	" A	"		"
38	186	"	"	小平尾谷	"		"
39	187	"	"	萩の谷	"		萩の台
40	188	"	"	乙田C沢	"		乙田町
41	189	"	"	" D沢	"		"
42	190	"	"	" A沢	"		乙田町萩の台
43	191	"	"	" E沢	"		乙田町萩の台
44	192	"	"	" F沢	"		乙田町, 小平尾町, 東山町萩の台5丁目

修正前

土石流危険渓流（Ⅱ）

番号	渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地			保 全 対 策			
					市・郡	町・村	字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
1	131	大和川	富雄川	傍示沢	生駒市		高山町	9	3		0.3
2	132	〃	〃	東沢	〃		〃	9	3		0.8
3	133	〃	〃	黒添B沢	〃		〃	3	1		
4	134	〃	〃	黒添A沢	〃		〃	6	2		0.1
5	135	〃	〃	大八丁沢	〃		〃	15	5		0.1
6	136	〃	〃	池ノ沢	〃		〃	3	1		1.5
7	137	〃	〃	美の原川	〃		〃	3	1	-	1.3
8	138	〃	〃	東上沢	〃		〃	6	2		0.7
9	139	〃	〃	東中沢	〃		〃	20	7		
10	140	〃	〃	東下沢	〃		〃	12	4		1.6
11	141	〃	美ノ原川	大西沢	〃		〃	93	32	中垣内公民館（1）	0.1
12	142	〃	富雄川	竜王谷	〃		〃	12	4		1.6
13	143	〃	〃	奥谷沢	〃		〃	96	33		0.1
14	144	〃	〃	大門谷	〃		〃	35	12	高山八幡宮社務所, 遺族会館（2）	0.5
15	145	淀川	山田川	鹿畑B沢	〃		鹿畑町	17	6	北垣内集会所（1）	0.3
16	146	〃	〃	鹿畑A沢	〃		〃	15	5		0.07
17	147	〃	〃	鹿畑谷	〃		〃	6	2		0.51
18	148	〃	〃	中利谷	〃		〃	6	2	生駒台幼稚園（1）	0.1
19	149	〃	〃	高山A沢	〃		高山町	3	1		0.2
20	150	大和川	富雄川	山田谷	〃		〃	15	5		0.2
21	151	淀川	天野川	大角B谷	〃		北田原町	23	8	生玉寺（1）	0.3
22	152	〃	〃	中佐越沢	〃		〃	55	19		0.2
23	153	〃	〃	北田原沢B	〃		〃	12	4	田原県民広場, NTT北田原電話中継室（2）	0.4
24	154	〃	〃	堂前沢	〃		南田原町堂ノ前	15	5		0.1
25	155	〃	〃	南田原谷	〃		南田原町	6	2	南田原土地区画整理組合設立準備委員会（1）	0.4
26	156	大和川	富雄川	上谷	〃		上町	3	1		0.1
27	157	〃	〃	上沢	〃		〃	52	18	掛公民館（1）	0.05

修正後（案）

土石流危険渓流（Ⅱ）

番号	渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		
					市・郡	町・村	字
1	131	大和川	富雄川	傍示沢	生駒市		高山町
2	132	〃	〃	東沢	〃		〃
3	133	〃	〃	黒添B沢	〃		〃
4	134	〃	〃	黒添A沢	〃		〃
5	135	〃	〃	大八丁沢	〃		〃
6	136	〃	〃	池ノ沢	〃		〃
7	137	〃	〃	美の原川	〃		〃
8	138	〃	〃	東上沢	〃		〃
9	139	〃	〃	東中沢	〃		〃
10	140	〃	〃	東下沢	〃		〃
11	141	〃	美ノ原川	大西沢	〃		〃
12	142	〃	富雄川	竜王谷	〃		〃
13	143	〃	〃	奥谷沢	〃		〃
14	144	〃	〃	大門谷	〃		〃
15	145	淀川	山田川	鹿畑B沢	〃		鹿畑町
16	146	〃	〃	鹿畑A沢	〃		〃
17	147	〃	〃	鹿畑谷	〃		〃
18	148	〃	〃	中利谷	〃		〃
19	149	〃	〃	高山A沢	〃		高山町
20	150	大和川	富雄川	山田谷	〃		〃
21	151	淀川	天野川	大角B谷	〃		北田原町
22	152	〃	〃	中佐越沢	〃		〃
23	153	〃	〃	北田原沢B	〃		〃
24	154	〃	〃	堂前沢	〃		南田原町堂ノ前
25	155	〃	〃	南田原谷	〃		南田原町
26	156	大和川	富雄川	上谷	〃		上町
27	157	〃	〃	上沢	〃		〃

修正前

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			保全対策			
					市・郡	町・村	字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
28	158	大和川	富雄川	真弓谷	生駒市		真弓	12	4	伊弉諾神社, 牛頭天王宮, 薬師院円王院, 法華院, 長弓寺 (5)	0.2
29	159	"	"	庄谷	"		上町	55	19	集会所 (1)	0.1
30	160	"	竜田川	東生駒川A	"		南田原町	20	7		0.3
31	161	淀川	天野川	西田原谷	"		"	3	1		0.1
32	162	大和川	竜田川	東生駒川J	"		辻町	9	3		0.1
33	163	"	"	東生駒川I	"		"	742	256		0.2
34	164	"	"	一丁目南沢	"		東生駒一丁目	203	70	生駒市清掃リレーセンター (流域内), 生駒社会保険健康センター (2)	
35	165	"	"	二丁目沢	"		東生駒二丁目	46	16		
36	166	"	"	壺分町沢	"		壺分町	3	1	-	0.6
37	167	"	"	間ノ沢	"		"	441	152		
38	168	"	"	東鬼取沢	"		萩原町	6	2		3.4
39	169	"	"	西鬼取沢	"		"	6	2		3.9
40	170	"	"	西畑間ノ谷	"		"	6	2		4.5
41	171	"	"	神田川A	"		"	6	2	南幼稚園, みなみ保育園 (2)	5.3
42	172	"	"	池ノ大谷	"		"	6	2		2.5
43	173	"	"	南谷	"		"	6	2		2.3
44	174	"	"	小瀬沢	"		小瀬町	23	8		0.3
45	175	"	"	乙田B沢	"		乙田町萩の台	157	54	生駒市公民館萩の台分館, 泉光寺, 石福寺 (3)	0.5

修正後 (案)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		
					市・郡	町・村	字
28	158	大和川	富雄川	真弓谷	生駒市		真弓
29	159	"	"	庄谷	"		上町
30	160	"	竜田川	東生駒川A	"		南田原町
31	161	淀川	天野川	西田原谷	"		"
32	162	大和川	竜田川	東生駒川 J	"		辻町
33	163	"	"	東生駒川 I	"		"
34	164	"	"	一丁目南沢	"		東生駒一丁目
35	165	"	"	二丁目沢	"		東生駒二丁目
36	166	"	"	壺分町沢	"		壺分町
37	167	"	"	間ノ沢	"		"
38	168	"	"	東鬼取沢	"		萩原町
39	169	"	"	西鬼取沢	"		"
40	170	"	"	西畑間ノ谷	"		"
41	171	"	"	神田川A	"		"
42	172	"	"	池ノ大谷	"		"
43	173	"	"	南谷	"		"
44	174	"	"	小瀬沢	"		小瀬町
45	175	"	"	乙田B沢	"		乙田町萩の台

修正前

土石流危険渓流（Ⅲ）

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			保全対策				
					市・郡	町・村	字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)	
1	41	大和川	富雄川		生駒市		高山町 傍示		0			0
2	42	〃	〃		〃		高山町		0			0
3	43	〃	〃		〃		〃		0			0
4	44	〃	〃		〃		〃		0			0
5	45	〃	〃		〃		〃		0			0
6	46	〃	〃		〃		〃		0			0
7	47	〃	〃		〃		〃		0			0
8	48	〃	〃		〃		〃		0			0
9	49	〃	〃		〃		〃		0			0
10	50	〃	〃		〃		〃		0			0
11	51	〃	〃		〃		〃		0			0
12	52	〃	〃		〃		〃		0			0
13	53	〃	〃		〃		〃		0			0
14	54	〃	〃		〃		〃		0			0
15	55	淀川	山田川		〃		〃		0			0
16	56	大和川	富雄川		〃		〃		0			0
17	57	〃	〃		〃		〃		0			0
18	58	淀川	山田川		〃		〃		0			0
19	59	〃	〃		〃		〃		0			0
20	60	〃	天野川		〃		北田原町		0			0
21	61	〃	〃		〃		〃		0			0
22	62	〃	〃		〃		〃		0			0
23	63	大和川	富雄川		〃		上町		0			0
24	64	淀川	天野川		〃		南田原町		0			0
25	65	大和川	竜田川		〃		俵口町		0			0
26	66	〃	富雄川		〃		西畑町		0			0
27	67	〃	〃		〃		小平尾町		0			0

修正後（案）

土石流危険渓流（Ⅲ）

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		
					市・郡	町・村	字
1	41	大和川	富雄川		生駒市		高山町 傍示
2	42	〃	〃		〃		高山町
3	43	〃	〃		〃		〃
4	44	〃	〃		〃		〃
5	45	〃	〃		〃		〃
6	46	〃	〃		〃		〃
7	47	〃	〃		〃		〃
8	48	〃	〃		〃		〃
9	49	〃	〃		〃		〃
10	50	〃	〃		〃		〃
11	51	〃	〃		〃		〃
12	52	〃	〃		〃		〃
13	53	〃	〃		〃		〃
14	54	〃	〃		〃		〃
15	55	淀川	山田川		〃		〃
16	56	大和川	富雄川		〃		〃
17	57	〃	〃		〃		〃
18	58	淀川	山田川		〃		〃
19	59	〃	〃		〃		〃
20	60	〃	天野川		〃		北田原町
21	61	〃	〃		〃		〃
22	62	〃	〃		〃		〃
23	63	大和川	富雄川		〃		上町
24	64	淀川	天野川		〃		南田原町
25	65	大和川	竜田川		〃		俵口町
26	66	〃	富雄川		〃		西畑町
27	67	〃	〃		〃		小平尾町

修正前

番号	溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			保全対策				
					市・郡	町・村	字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)	
28	68	大和川	竜田川		生駒市		小瀬町		0			0
29	69	〃	〃		〃		〃		0			0
30	70	〃	〃		〃		萩の台		0			0
31	71	〃	〃		〃		乙田町		0			0

修正後(案)

番号	溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		
					市・郡	町・村	字
28	68	大和川	竜田川		生駒市		小瀬町
29	69	〃	〃		〃		〃
30	70	〃	〃		〃		萩の台
31	71	〃	〃		〃		乙田町

修正前

資料3 ため池要整備箇所

番号	ため池番号	ため池名	所在地	管理代表者氏名	受益面積(ha)	ため池の規模等					予想される被害				備考	管理者電話番号
						堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m ³)	経過年数(年)	予想危険箇所	人家(戸)	公共建物(棟)	道路・鉄道(km)	田畑(ha)		
1	172	後谷下池	老分町	山本秀之	1.5	2.2	34	830	200	堤体	100		市道	1	平成3年度一部改修済	77-8089
2	173	岩井谷池	北田原町	中尾正人	16	7.4	54	13,500	200	堤体 余水吐	10		国・市道	7		78-7656
3	174	休場池	俵口町	相川竹一	0.5	11.3	130	18,800		堤体	200		市道			73-3680
4	175	上池	鹿畑町	染川道泰	0.5	5	43	3,200		堤体樋管 余水吐	100		〃	2		78-0869
5	176	ドンデン池	小明町	中田芳秀	6	9.1	46	15,800		堤体樋管	70		国・市道	1		73-5533
6	177	西池	大門町	田中勇治	5	5.2	59	1,900		〃 〃	10	公民館	国・市道	8		77-8590
7	180	新池	高山町(大北)	辻本嘉直	2	4	38	2,667	100	堤体樋管 余水吐	3		市道	7		78-0219
8	181	袋谷池	小平尾町	谷山弘史	7	7.5	80	3,600		堤体 余水吐	6		市道	13		77-8422
9	182	角竜池	西菜畑町	谷口和男	3	7.6	37	2,280		堤体樋管 余水吐	70	公民館	〃	5		73-3933
10	184	古池	鬼取町	松川弘幸	8	6.5	39	650		〃 〃	20	公民館	国・市道	10		77-8577
11	185	古池	藤尾町	溝畑博文	2	4.5	55	2,070		〃 〃	10		市道	5		77-8714
															生駒市計 11	

修正後(案)

資料3 ため池要整備箇所

番号	ため池番号	ため池名	所在地	管理代表者氏名	受益面積(ha)	ため池の規模等					予想される被害				備考	管理者電話番号
						堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m ³)	経過年数(年)	予想危険箇所	公共建物(棟)	道路・鉄道(km)	田畑(ha)			
1	172	後谷下池	老分町	山本秀之	1.5	2.2	34	830	200	堤体			市道	1	平成3年度一部改修済	77-8089
2	173	岩井谷池	北田原町	中尾正人	16	7.4	54	13,500	200	堤体 余水吐			国・市道	7		78-7656
3	174	休場池	俵口町	相川竹一	0.5	11.3	130	18,800		堤体			市道 1			73-3680
4	175	上池	鹿畑町	岩倉徹也	0.5	5	43	3,200		堤体樋管 余水吐			〃	2		78-0205
5	176	ドンデン池	小明町	中田芳秀	6	9.1	46	15,800		堤体樋管			国・市道	1		73-5533
6	177	西池	大門町	田中勇治	5	5.2	59	1,900		〃 〃	10	公民館	国・市道	8	H21より水位を下げる	77-8590
7	180	新池	高山町(大北)	辻本嘉直	2	4	38	2,667	100	堤体樋管 余水吐			市道	7		78-0219
8	181	袋谷池	小平尾町	谷山弘史	7	7.5	80	3,600		堤体 余水吐			市道	13		77-8422
9	182	角竜池	西菜畑町	谷口和男	3	7.6	37	2,280		堤体樋管 余水吐	10	公民館	〃	5		73-3933
10	184	古池	鬼取町	松川弘幸	8	6.5	39	650		〃 〃	20	公民館	国・市道	10		77-8577
11	185	古池	藤尾町	溝畑博文	2	4.5	55	2,070		〃 〃	10		市道	5		77-8714
															生駒市計 11	

修正前

資料6 山地災害危険地区（治山）

番号	危険地区番号	位置				延長又は面積	予想される危険	保全対象		
		市郡	町村	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
1	9-1	生駒市		門前	1	1ha	山腹崩壊	10		
2	9-2	〃		〃	2	1ha	〃	10		
3	9-3	〃		小倉寺		1ha	〃	2		市
4	9-4	〃		大門		1ha	〃	10		市
5	9-5	〃		乙田		1ha	〃			市
6	9-6	〃		小平尾	大ハジ ^レ 原	1ha	〃		1	
7	9-7	〃		鹿畑		2ha	〃	28		市
8	9-8	〃		小明		2ha	〃	18	1	〃
9	9-9	〃		東生駒1丁目		3ha	〃	4	1	県
10	9-10	〃		有里		11ha	〃	75	1	
11	9-11	〃		西畑		5ha	〃	36		国
12	9-12	〃		一分		1ha	〃	5		
13	9-13	〃		小倉寺		1ha	〃			市
14	9-14	〃		鹿畑町		3ha	〃	14		国
15	9-1	〃		門前	1	1500m	崩壊土砂流出	50	1	市
16	9-2	〃		〃	2	1100m	〃	30		〃
17	9-3	〃		俵口	1	900m	〃	30	1	〃
18	9-4	〃		〃	2	1800m	〃	50	1	縣市
19	9-5	〃		小倉寺		1700m	〃	30	1	市
20	9-6	〃		俵口		800m	〃	20	1	縣市
21	国9-1	〃		乙田	東山	1600m	〃	10		
22	国9-2	〃		〃	〃	1400m	〃	10		
23	国9-3	〃		〃	〃	1200m	〃	4		

修正後（案）

資料6 山地災害危険地区（治山）

番号	危険地区番号	位置				延長又は面積	予想される危険	保全対象	
		市郡	町村	大字	字			公共施設等	道路
1	9-1	生駒市		門前	1	1ha	山腹崩壊		
2	9-2	〃		〃	2	1ha	〃		
3	9-3	〃		小倉寺		1ha	〃		市
4	9-4	〃		大門		1ha	〃		市
5	9-5	〃		乙田		1ha	〃		市
6	9-6	〃		小平尾	大ハジ ^レ 原	1ha	〃	1	
7	9-7	〃		鹿畑		2ha	〃		市
8	9-8	〃		小明		2ha	〃	1	〃
9	9-9	〃		東生駒1丁目		3ha	〃	1	県
10	9-10	〃		有里		11ha	〃	1	
11	9-11	〃		西畑		5ha	〃		国
12	9-12	〃		一分		1ha	〃		
13	9-13	〃		小倉寺		1ha	〃		市
14	9-14	〃		鹿畑町		3ha	〃		国
15	9-1	〃		門前	1	1500m	崩壊土砂流出	1	市
16	9-2	〃		〃	2	1100m	〃		〃
17	9-3	〃		俵口	1	900m	〃	1	〃
18	9-4	〃		〃	2	1800m	〃	1	縣市
19	9-5	〃		小倉寺		1700m	〃	1	市
20	9-6	〃		俵口		800m	〃	1	縣市
21	国9-1	〃		乙田	東山	1600m	〃		
22	国9-2	〃		〃	〃	1400m	〃		
23	国9-3	〃		〃	〃	1200m	〃		

修正前

修正後(案)

資料8 自主防災会等の現況

(平成22年4月1日現在 65団体)

団体名	団体名
本町自主防災会	東松ヶ丘自主防災会
山崎町自主防災会	辻町自主防災会
谷田町自主防災会	軽井沢町自主防災会
喜里が丘自主防災会	萩の台住宅地自主防災会
青山台自主防災会	桜ヶ丘自主防災会
獅子ヶ丘自主防災会	あすか台自主防災会
小明台自主防災会	星和台自主防災会
萩の台自主防災会	フラワリータウン生駒自主防災会
イトーピア生駒ファインコート自主防災会	真弓南自主防災会
高山町庄田自主防災会	北新町自主防災会
南小平尾町自主防災会	月見町第一ガーデンハイツ自主防災会
西旭ヶ丘自主防災会	喜里池自主防災会
小瀬町自主防災会	北小平尾自主防災会
元町自主防災会	壺分町西自主防災会
あすか野自主防災会	中菜畑2丁目自主防災会
真弓自主防災会	白庭台自主防災会
大北自主防災会	新生駒台自治会自主防災会
西五ヶ町自主防災会	中菜畑1丁目自主防災会
西松ヶ丘自主防災会	ローレルコート萩の台自主防災会
東生駒月見町自主防災会	辻町阪奈自主防災会
生駒台自主防災会	松美台西自主防災会
南喜里が丘自主防災会	北大和1丁目自主防災会
東新町自主防災会	北大和2丁目自主防災会
鹿畑町自主防災会	北大和3丁目自主防災会
新旭ヶ丘自主防災会	北大和4丁目自主防災会
ひかりが丘自主防災会	北大和5丁目自主防災会
有里町自主防災会	メゾンドールクラヴィエ生駒自主防災会
小明町自主防災会	壺分町東自主防災会
俵口町自主防災会	高山町芝地区自主防災会
西菜畑町自主防災会	
緑ヶ丘自主防災会	
小瀬の里自主防災会	
南田原町自主防災会	
東旭ヶ丘自主防災会	
光陽台自主防災会	
辻町第一東自主防災会	

資料8 自主防災会等の現況

(平成23年4月1日現在 68団体)

団体名	団体名
本町自主防災会	東松ヶ丘自主防災会
山崎町自主防災会	辻町自主防災会
谷田町自主防災会	軽井沢町自主防災会
喜里が丘自主防災会	萩の台住宅地自主防災会
青山台自主防災会	桜ヶ丘自主防災会
獅子ヶ丘自主防災会	あすか台自主防災会
小明台自主防災会	星和台自主防災会
萩の台自主防災会	フラワリータウン生駒自主防災会
イトーピア生駒ファインコート自主防災会	真弓南自主防災会
高山町庄田自主防災会	北新町自主防災会
南小平尾町自主防災会	月見町第一ガーデンハイツ自主防災会
西旭ヶ丘自主防災会	喜里池自主防災会
小瀬町自主防災会	北小平尾自主防災会
元町自主防災会	壺分町西自主防災会
あすか野自主防災会	中菜畑2丁目自主防災会
真弓自主防災会	白庭台自主防災会
大北自主防災会	新生駒台自治会自主防災会
西五ヶ町自主防災会	中菜畑1丁目自主防災会
西松ヶ丘自主防災会	ローレルコート萩の台自主防災会
東生駒月見町自主防災会	辻町阪奈自主防災会
生駒台自主防災会	松美台西自主防災会
南喜里が丘自主防災会	北大和1丁目自主防災会
東新町自主防災会	北大和2丁目自主防災会
鹿畑町自主防災会	北大和3丁目自主防災会
新旭ヶ丘自主防災会	北大和4丁目自主防災会
ひかりが丘自主防災会	北大和5丁目自主防災会
有里町自主防災会	メゾンドールクラヴィエ生駒自主防災会
小明町自主防災会	壺分町東自主防災会
俵口町自主防災会	高山町芝地区自主防災会
西菜畑町自主防災会	月見ヶ丘自主防災会
緑ヶ丘自主防災会	東生駒南自主防災会
小瀬の里自主防災会	鹿ノ台自主防災会
南田原町自主防災会	
東旭ヶ丘自主防災会	
光陽台自主防災会	
辻町第一東自主防災会	

(2) その他

団体名	所要人員	連絡方法
生駒市自治連合会	124団体	電話又は急使
生駒市地域婦人団体連絡協議会	約 60人	〃
日本赤十字社奈良県支部 生駒市地区奉仕団	12人	〃
生駒市青年協議会	約 20人	〃
生駒台女性防火クラブ	23人	〃

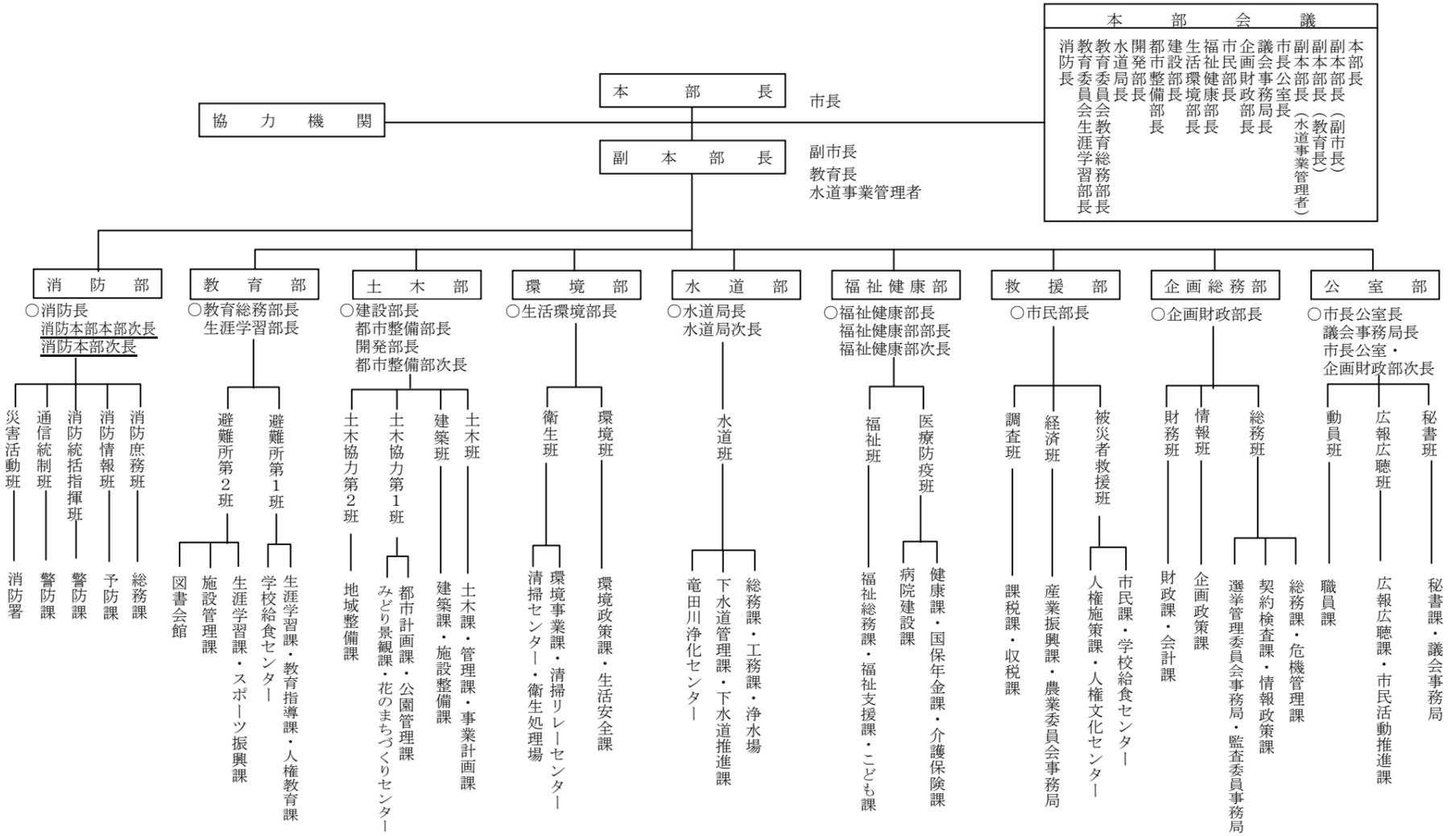
(2) その他

団体名	所要人員	連絡方法
生駒市自治連合会	124団体	電話又は急使
生駒市地域婦人団体連絡協議会	約 50人	〃
日本赤十字社奈良県支部 生駒市地区奉仕団	12人	〃
生駒市青年協議会	約 20人	〃
生駒女性防火クラブ	22人	〃

修正前

資料15 生駒市災害対策本部編成表

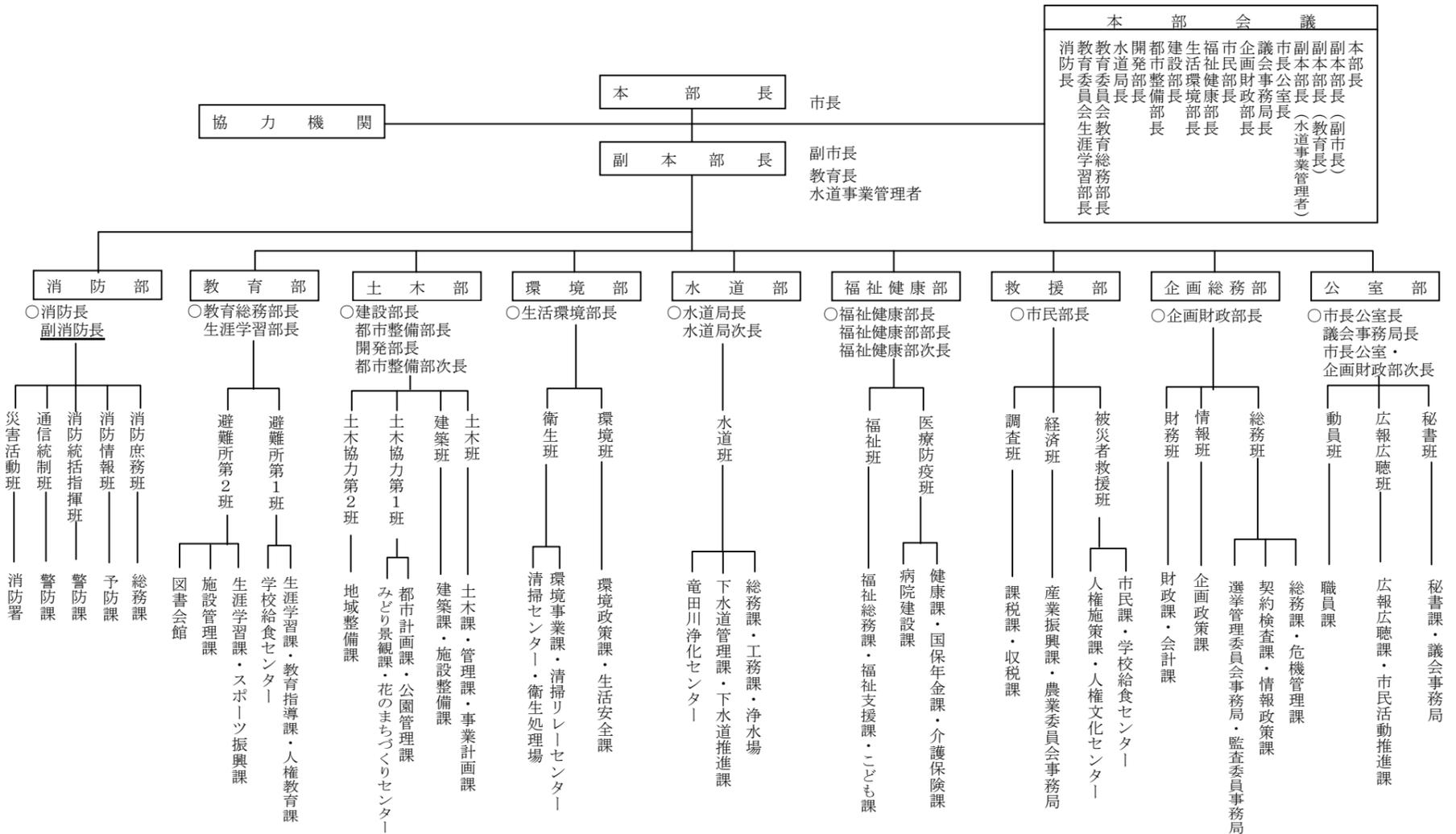
生駒市災害対策本部編成表



修正後(案)

資料15 生駒市災害対策本部編成表

生駒市災害対策本部編成表



修正前

部 (部長・副部長担当職)	班 (班長担当職)	構成課	所掌事務
教育部	避難所第2班 ○(生涯学習課長) (スポーツ振興課長) (施設管理課長) (図書館長)	生涯学習課 スポーツ振興課 施設管理課 図書館	1 避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事。 2 地区連絡所の開設及び運営に関する事。 3 社会教育施設及び文化財の被害状況の収集並びに調査に関する事。 4 社会体育施設の被害状況の収集及び調査に関する事。 5 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関する事。
	共通事項		1 部内災害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 2 本部事務局及び部内の連絡調整に関する事。 3 部内各班への協力に関する事。
消防部 部長 ○(消防長) 副部長 (消防本部本部長) (消防本部長)	消防庶務班 ○(消防本部総務課長)	消防本部総務課	1 消火及び救出救助に関する事。 2 救急に関する事。 3 消防団との連携に関する事。 4 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 5 災害情報の収集連絡に関する事。 6 担当被害状況の把握及び記録集計に関する事。 7 気象観測に関する事。 8 関係機関との連絡調整に関する事。 9 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 10 避難誘導に関する事。 11 自主防災組織に関する事。 12 その他消防に関する事。
	消防情報班 ○(消防本部予防課長補佐)	消防本部予防課	
	消防統括指揮班 ○(消防本部警防課長)	消防本部警防課	
	通信統制班 ○(消防本部警防課長補佐)	消防本部警防課	
	災害活動班 ○(消防署署長)	消防署	

修正後(案)

部 (部長・副部長担当職)	班 (班長担当職)	構成課	所掌事務
教育部	避難所第2班 ○(生涯学習課長) (スポーツ振興課長) (施設管理課長) (図書館長)	生涯学習課 スポーツ振興課 施設管理課 図書館	1 避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事。 2 地区連絡所の開設及び運営に関する事。 3 社会教育施設及び文化財の被害状況の収集並びに調査に関する事。 4 社会体育施設の被害状況の収集及び調査に関する事。 5 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関する事。
	共通事項		1 部内災害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 2 本部事務局及び部内の連絡調整に関する事。 3 部内各班への協力に関する事。
消防部 部長 ○(消防長) 副部長 (副消防長)	消防庶務班 ○(消防本部総務課長)	消防本部総務課	1 消火及び救出救助に関する事。 2 救急に関する事。 3 消防団との連携に関する事。 4 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 5 災害情報の収集連絡に関する事。 6 担当被害状況の把握及び記録集計に関する事。 7 気象観測に関する事。 8 関係機関との連絡調整に関する事。 9 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 10 避難誘導に関する事。 11 自主防災組織に関する事。 12 その他消防に関する事。
	消防情報班 ○(消防本部予防課長)	消防本部予防課	
	消防統括指揮班 ○(消防本部警防課長)	消防本部警防課	
	通信統制班 ○(消防本部警防課主幹・課長補佐)	消防本部警防課	
	災害活動班 ○(消防署署長)	消防署	

修正前

資料 17 新聞・テレビ等報道関係機関

新聞報道機関連絡体制

新聞社	所在地	電話番号
読売新聞社奈良支局	〒630-8001 奈良市法華寺町141-1	電話 0742-34-1101 FAX <u>0742-34-7744</u>
朝日新聞社生駒支局	〒630-0257 生駒市元町 1 丁目 3-19	電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093
毎日新聞社奈良支局	〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目 5-7	電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020
産経新聞社奈良支局	〒630-8283 奈良市油留木町44-2	電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059
日経新聞社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル <u>522</u>)	電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531
奈良新聞社	〒630-8686 奈良市法華寺町 2 番地4	電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772
奈良日日新聞社	〒630-8357 奈良市杉ヶ町36-1	電話 0742-25- <u>0001</u> FAX 0742-25- <u>0011</u>

テレビ等報道機関連絡体制

機関名	所在地	電話番号
NHK奈良放送局	〒630- <u>8540</u> 奈良市鍋屋町27	電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845
奈良テレビ放送	〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目 1-11	電話 0742-24-2961F AX 0742-24-2964
共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル)	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782
近鉄ケーブルネットワーク(株)本社 (KCN)	〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目 5 番地	電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543

修正後(案)

資料 17 新聞・テレビ等報道関係機関

新聞報道機関連絡体制

新聞社	所在地	電話番号
読売新聞社奈良支局	〒630-8001 奈良市法華寺町141-1	電話 0742-34-1101 FAX <u>0742-34-1103</u>
朝日新聞社生駒支局	〒630-0257 生駒市元町 1 丁目 3-19	電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093
毎日新聞社奈良支局	〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目 5-7	電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020
産経新聞社奈良支局	〒630-8283 奈良市油留木町44-2	電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059
日経新聞社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル <u>5階</u>)	電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531
奈良新聞社	〒630-8686 奈良市法華寺町 2 番地4	電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772
奈良日日新聞社	〒630-8357 奈良市杉ヶ町36-1	電話 0742- <u>32-2000</u> FAX 0742- <u>32-1919</u>

テレビ等報道機関連絡体制

機関名	所在地	電話番号
NHK奈良放送局	〒630- <u>8264</u> 奈良市鍋屋町27	電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845
奈良テレビ放送	〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目 1-11	電話 0742-24-2961 FAX 0742-24-2964
共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル)	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782
近鉄ケーブルネットワーク(株)本社 (KCN)	〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目 5 番地	電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543

修正前

資料20 消防署の救助器具保有状況

(平成22年4月1日現在)

救命器具名	本署	北分署	南分署	鹿ノ台分署
循環式酸素呼吸器 10型	5	3	2	2
空気呼吸器	23	7	5	5
救助用かぎ付はしご	2	1		
救助用三連はしご	2	1	1	1
ワイヤーはしご	1			
救命索発射銃	1	1		
空気式救助用マット	1	1		
緩降機(スローダン)	2	1		
救助用縛帯	5	3	1	1
平担架(ビルドエボード)	4	1		
バスケット型担架	1	1		
油圧ジャッキ(ポートパワー)				
油圧スプレッダー	1	1	1	
油圧切断機	1	1		
プランジャーラム	1	1		
マット型空気ジャッキ 一式	1	1		
エアーツール	1	1		
削岩機	2	1		
エンジンカッター	1	1		
チェーンソー	2	2	2	2
ロープ登降器	2			
防塵マスク	46	22	19	12
ペダルカッター	1	1		
ガス溶断機	1	1		
万能斧	5	3		
可搬式ウィンチ(チルホール)	1	1		
送排風機	2	1		
船外機付ボート	1			
潜水器具(アクアラング)	5			
救命胴衣	11	5		
救命浮環	11	2	1	
耐熱服	4		2	
化学防護服	5			5
放射能防護服	5			5
耐電衣セット	2	2		
有毒ガス検知器	2	1	1	
可燃性ガス検知器	2	1	1	
放射能測定器	1			1
チェーンブロック	1	1		
レスキューシーザー	4	2	1	1
スパカッター	1			
画像探索機I型	1			
画像探索機II型	3			
夜間暗視装置	1			
熱画像直視装置	1	1		
地中音響探知機	1			

修正後(案)

資料20 消防署の救助器具保有状況

(平成23年4月1日現在)

救命器具名	本署	北分署	南分署	鹿ノ台分署
循環式酸素呼吸器 10型	5	3	2	2
空気呼吸器	23	7	5	5
救助用かぎ付はしご	2	1		
救助用三連はしご	2	1	1	1
ワイヤーはしご	1			
救命索発射銃	1	1		
空気式救助用マット	1	1		
緩降機(スローダン)	2	1		
救助用縛帯	5	3	1	1
平担架(ビルドエボード)	4	1		
バスケット型担架	1	1		
油圧ジャッキ(ポートパワー)				
油圧スプレッダー	1	1	1	
油圧切断機	1	1		
プランジャーラム	1	1		
マット型空気ジャッキ 一式	1	1		
エアーツール	1	1		
削岩機	2	1		
エンジンカッター	1	1		
チェーンソー	2	2	2	2
ロープ登降器	2			
防塵マスク	71	26	12	12
ペダルカッター	1	1		
ガス溶断機	1	1		
万能斧	5	3		
可搬式ウィンチ(チルホール)	1	1		
送排風機	2	1		
船外機付ボート	1			
潜水器具(アクアラング)	5			
救命胴衣	11	5		
救命浮環	11	2	1	
耐熱服	4		2	
化学防護服	5			5
放射能防護服	5			5
耐電衣セット	2	2		
有毒ガス検知器	2	1	1	
可燃性ガス検知器	2	1	1	
放射能測定器	1			1
チェーンブロック	1	1		
レスキューシーザー	4	2	1	1
スパカッター	1			
画像探索機I型	1			
画像探索機II型	1			
簡易画像探索機	2			
夜間暗視装置	1			
熱画像直視装置	1	1		
地中音響探知機	1			

修 正 前	修 正 後 (案)
<p>資料 2 1 - 2 災害時における医療救護についての協定書 災害時における医療救護についての協定書</p> <p>生駒市（以下「甲」という。）と社団法人生駒市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定する。</p> <p>（目 的） 第 1 条 この協定は、生駒市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における医療救護の万全を期すため、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。</p> <p>（医療救護計画） 第 2 条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において乙が実施すべき<u>医療救護活動要領を定め、これを甲に報告するものとする。</u></p> <p>2 前項の<u>医療救護活動要領</u>には、次の事項を定めておくものとする。 （1）医療救護班の編成、出動体制 ア 班の医師、看護婦その他職種別構成 イ 班の地域別編成、出動体制 （2）医薬品等の備蓄体制 （3）関係当局との連絡体制 （4）その他必要な事項</p> <p>（医療救護班の派遣） 第 3 条 甲は、地域防災計画に基づき、<u>必要に応じて</u>、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。 2 <u>前項の要請は、次の事項を示した文書または必要に応じ電話等により、行うものとする。</u> <u>（1）災害発生の日時および場所</u> <u>（2）災害の原因および状況</u> <u>（3）派遣を要する班数および医薬品等</u> <u>（4）派遣の期間</u> <u>（5）その他必要な事項</u></p> <p>3 乙は、<u>第 1 項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。</u></p> <p>（医療救護班に対する指揮） 第 4 条 医療救護活動の総合調整を図るため、<u>乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、甲が指定するものが行う。</u></p> <p>（医療救護班の業務）</p>	<p>資料 2 1 - 2 災害時における医療救護についての協定書 災害時における医療救護についての協定書</p> <p>生駒市（以下「甲」という。）と社団法人生駒市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定する。</p> <p>（目 的） 第 1 条 この協定は、生駒市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における医療救護の万全を期すため、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。</p> <p>（医療救護計画） 第 2 条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において乙が実施すべき<u>医療救護計画を定め、あらかじめ、これを甲に報告するものとする。また、乙はその医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に報告するものとする。</u></p> <p>2 前項の<u>医療救護計画</u>には、次の事項を定めておくものとする。 （1）医療救護班の編成、出動体制 ア 班の医師、看護婦その他職種別構成 イ 班の地域別編成、出動体制 （2）医薬品等の備蓄体制 （3）関係当局との連絡体制 （4）その他必要な事項</p> <p>（医療救護班の派遣） 第 3 条 甲は、地域防災計画に基づき、<u>医療救護活動を実施する必要が生じたときは</u>、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。 2 <u>乙は、前項の要請を受けたとき、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。</u> 3 乙は、<u>緊急やむをえない事情により、甲の依頼を受ける暇がない場合、乙は自らの判断により医療救護班を派遣することができる。</u></p> <p>（医療救護班に対する指揮） 第 4 条 医療救護活動の総合調整を図るため、<u>乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、甲が生駒市医師会災害対策本部（以下「医師会本部」という。）の長を通じて行う。</u></p>

修 正 前	修 正 後 (案)
<p>第 5 条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所または避難所、もしくは甲が指定する場所において<u>医療救護</u>を行う。</p> <p>2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 傷病者に対する応急処置</u></p> <p><u>(2) 傷病者の傷病程度の診断ならびに後送医療機関への転送の可否および転送順位の決定</u></p> <p><u>(3) 死亡の確認</u></p> <p>(医薬品等の供給)</p> <p>第 6 条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が配給するものとする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第 7 条 <u>甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る経費として別に定める額を甲が負担するものとする。</u></p> <p>(身分保障)</p> <p>第 8 条 甲は、<u>医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事し、これがため負傷し、傷病にかかり、または死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として別に定める補償を行うものとする。</u></p> <p>(補償の免責および求償権)</p> <p>第 9 条 <u>甲は前条の補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付または補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付または補償の限度において、前条の補償の責めを免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>甲は、業務災害の原因が第 3 者の行為によって生じた場合において、前条の補償を受けべき者が当該第 3 者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、前条の補償の責めを免れるものとする。</u></p> <p>3 <u>甲は、業務災害の原因が第 3 者の行為によって生じた場合において、前条の補償を行ったときは、その価格の限度において、前条の補償を受けた者が当該第 3 者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。</u></p> <p>(報 告)</p> <p>第 1 0 条 乙は、医療救護に関する業務の<u>実績を、様式 1 により甲に報告するものとする。</u></p> <p>2 乙は、業務災害が発生したときは、<u>様式 2 により甲に報告するものとする。</u></p> <p>(医事紛争等)</p> <p>第 1 1 条 <u>甲は、甲の要請に基づく医療救護を遂行するに際し発生した医事紛争については、甲が自己の負担と責任によりその処理に当たるものとする。</u></p>	<p>(医療救護班の業務)</p> <p>第 5 条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所または避難所、もしくは甲が指定する場所において<u>医療救護活動</u>を行う。</p> <p>2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) トリアージ</u></p> <p><u>(2) 傷病者に対する応急処置</u></p> <p><u>(3) 後送医療機関への転送の可否及び転送順位の決定</u></p> <p><u>(4) 助産（搬送先助産施設の照会、手当て等）</u></p> <p><u>(5) 死亡の確認</u></p> <p><u>(6) その他状況に応じた処置</u></p> <p>(医薬品の供給)</p> <p>第 6 条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が配給するものとする。</p> <p>(医療費)</p> <p>第 7 条 <u>救護所における医療費は無料とする。</u></p> <p>2 <u>後送医療機関における医療費は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の規定若しくは災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された場合における同法の規定又は現行保険制度その他により取り扱う。</u></p> <p>(経費の負担)</p> <p>第 8 条 <u>第 3 条に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る経費として別表に定める額を甲が負担するものとする。</u></p> <p>(損害補償)</p> <p>第 9 条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者が医療救護活動中に災害（以下「業務災害」という。）を受けたときは、<u>災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第 1 0 条 乙は、医療救護に関する業務の<u>実績等を甲に報告するものとする。</u></p> <p>2 乙は、業務災害が発生したときは、<u>甲に報告するものとする。</u></p>

修 正 前

ただし、医師に故意または重大な過失のある場合は、甲は当該医師に対して求償することができる。

2 前項の医事紛争が、医師の故意または重大な過失によるものであるかどうかを判断する為、甲は、甲乙協議のうえ審査機関を設置し意見を聞くものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定の有効期間は、昭和 6 3 年 7 月 1 日から昭和 6 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了前 3 0 日までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第 1 3 条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

昭和 6 3 年 7 月 1 日

甲 生 駒 市 長

前 川 具 治 印

乙 社 団 法 人 生 駒 市 医 師 会 長

大 谷 好 之 印

修 正 後 (案)

(医事紛争等)

第 11 条 第 3 条 に 基 づ く 医 療 救 護 を 遂 行 す る に 際 し、 医 事 紛 争 が 発 生 し た 場 合 は、 乙 は 直 ちに 甲 に 連 絡 し、 甲 及 び 乙 が 協 議 の 上、 甲 が 自 己 の 負 担 と 責 任 に よ り そ の 処 理 に あ たる 物 々 と す る。

ただし、医師に故意または重大な過失のある場合は、甲は当該医師に対して求償することができる。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 2 3 年 5 月 1 6 日から平成 2 4 年 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の終了前 3 0 日までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定更に 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第 1 3 条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 3 年 5 月 1 6 日

甲 生 駒 市 長

山 下 真 印

乙 社 団 法 人 生 駒 市 医 師 会 長

梅 川 智 三 郎 印

修正前

様式 1

生駒市長殿

住所

氏名

印

医療救護班業務報告書

災害時における医療救護についての協定書第 10 条第 1 項の規定により、
別紙の通り報告します。

修正後 (案)

別表

(1) 医療救護活動の従事者に対する費用弁償

区 分	日 当	時 間 外 手 当	旅 費
医 師	災害救助法施行細則(昭和38年7月1日奈良県規則台10号)第11条で定める日当の限度額	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年生駒市条例第23号)の規定により算定した額	生駒市職員の旅費支給条例(昭和45年生駒市条例第5号)による相当額
薬 剤 師			
看 護 婦			
事 務 員			

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示177号)に基づく使用薬剤の購入価格(薬価基準)

様式 1、様式 2、様式 2-1、様式 1-1 は削除

修正前	修正後（案）
<p><u>新規追加 43の30頁～43の33頁</u></p>	<p>資料 21 の 13</p> <p>災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書</p> <p>生駒市長 山下 真（以下「甲」という。）と奈良県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害対策基本法に基づき迅速に電気設備の応急復旧（以下「応急復旧」という。）を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（要請）</p> <p>第1条 甲は、応急復旧の必要がある場合には、乙に応援を要請することができる。</p> <p>2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別紙様式1「災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害が発生した場所 (2) 被害の状況 (3) 応急復旧の応援内容 (4) 必要な資機材および人員 (5) 応援が必要な期間 (6) 現場における甲の指揮者 (7) その他応援に関して参考となる事項 <p>3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、可能な限り甲に協力するものとする。</p> <p>4 前項の規定により出動した乙の会員および所属員は、甲が定める現場における指揮者の指示により応急復旧に従事するものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別紙様式2「災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書」を提出するものとする。</p> <p>（費用負担）</p> <p>第3条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、災害対策基本法第91条に定めるところにより、甲が負担するものとする。</p> <p>（災害補償）</p> <p>第4条 この協定に基づいて実施した応急復旧に従事した者が、業務中に負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の損害補償については、すべて乙の責任において行うものとする。</p> <p>（被災した他の自治体への応援）</p> <p>第5条 被災した他の自治体から応急復旧の応援要請があったため、甲が乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。</p> <p>（連絡責任者）</p> <p>第6条 この協定に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては生駒市企画財政部危機管理課長を、乙においては奈良県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指名するものとする。</p>

修正前	修正後(案)
	<p>(情報の提供等)</p> <p>第7条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。</p> <p>2 乙は、災害時直後の電気設備の損害、道路の陥没または断水等の被災状況について、乙の会員および所属員が現場を発見した場合は、甲へ情報提供するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲または乙のいずれからも文書をもって協定終了の意思表示をしない限りその効力を持続するものとし、再延長を妨げない。</p> <p>本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>平成23年9月1日</p> <p>甲 生駒市東新町8番38号 生駒市長 山下 真</p> <p>乙 奈良県奈良市三条松町29番3号 奈良県電気工事工業組合 理事長 尾上 剛二</p>

修正前

修正後(案)

別紙様式 1

平成 年 月 日

災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書

奈良県電気工事工業組合
理事長 様

印

「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり
応援を要請します。

記

区 分	内 容
災害等が発生した場所	
被害の状況	
応急復旧の応援内容	
必要な資機材および人員	
応援が必要な期間	
現場における甲の指揮者	
その他応援に関して 参考となる事項	

修正前

修正後(案)

別紙様式2

平成 年 月 日

災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書

様

奈良県電気工事工業組合
理事長

「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」に基づく応援が、下記のとおり終了したので報告します。

記

応援期間	応援内容等	その他

修正前

資料 2 3 診療科目一覧表

(平成 22 年 4 月現在)

収容施設名	所在地	電話番号	科 目	院 長	病床数
倉病院	本町	73-4888	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科	倉 一彦	60
阪奈中央病院	俵口町	74-8660	内科・外科・整形外科・神経内科・皮膚科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・消化器科・呼吸器科・循環器科・肛門科・歯科口腔外科	陰山 克	199
田口クリニック	有里町	76-7117	内科・外科・小児科・消化器科	田口伸一	18
東生駒病院	辻町	75-0011	内科・リハビリテーション科	松下直史	116
はら産婦人科	東生駒1丁目	74-8951	産婦人科	土肥裕子	12
中野産婦人科	山崎新町	75-0311	産科、婦人科	中野昌芳	14
杉江産婦人科医院	元町1丁目	75-0123	産婦人科	杉江 出	9
近畿大学医学部 奈良病院	乙田町	77-0880	循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・アレルギー科・血液内科・腫瘍内科・神経内科・精神科・脳神経外科・心臓血管外科・外科・呼吸器外科・小児外科・形成外科・美容外科・整形外科・リウマチ科・小児科・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・麻酔科・口腔外科	井上芳樹	467
白庭病院	白庭台6丁目	70-0022	内科・外科・整形外科・脳神経外科・小児科・眼科・泌尿器科・皮膚科	松下宗嗣	150
林産婦人科 登美ヶ丘	鹿畑町	70-0339	産婦人科	岡田仙三	19

資料 2 4 市における自動車保有状況

(平成 2 2 年 4 月 1 日現在)

車 種	台 数	車 種	台 数
マイクロバス (内消防1台・幼児用8台)	9	給水タンク車	4
		貨物自動車	49
大型貨物自動車 (特殊コンテナ専用)	4	普通自動車 (内身障者用1台・バキューム1台)	22
軽貨物自動車	36	ショベルローダー	1
軽自動車	9	フォークリフト	1
救急車	4	バックホー	1
消防用自動車	36	計	176

修正後(案)

資料 2 3 診療科目一覧表

(平成 23 年 5 月現在)

収容施設名	所在地	電話番号	科 目	院 長	病床数
倉病院	本町	73-4888	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科	倉 一彦	60
阪奈中央病院	俵口町	74-8660	内科・外科・整形外科・神経内科・皮膚科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・消化器科・呼吸器科・循環器科・肛門科・歯科口腔外科	陰山 克	199
田口クリニック	有里町	76-7117	内科・外科・小児科・消化器科・整形外科・リハビリテーション科	田口伸一	18
東生駒病院	辻町	75-0011	内科・リハビリテーション科	松下直史	116
はら産婦人科	東生駒1丁目	74-8951	産婦人科	土肥裕子	12
中野産婦人科	山崎新町	75-0311	産科、婦人科	中野昌芳	14
杉江産婦人科医院	元町1丁目	75-0123	産婦人科	杉江 出	9
近畿大学医学部 奈良病院	乙田町	77-0880	循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・アレルギー科・血液内科・腫瘍内科・神経内科・精神科・脳神経外科・心臓血管外科・外科・呼吸器外科・小児外科・形成外科・美容外科・整形外科・リウマチ科・小児科・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・麻酔科・口腔外科	井上芳樹	518
白庭病院	白庭台6丁目	70-0022	内科・外科・整形外科・脳神経外科・小児科・眼科・泌尿器科・皮膚科	松下宗嗣	150
林産婦人科 登美ヶ丘	鹿畑町	70-0339	産婦人科	岡田仙三	19

資料 2 4 市における自動車保有状況

(平成 2 3 年 4 月 1 日現在)

車 種	台 数	車 種	台 数
マイクロバス (内消防1台・幼児用9台)	11	給水タンク車	4
		貨物自動車	50
大型貨物自動車 (特殊コンテナ専用)	4	普通自動車	21
軽貨物自動車	35	ショベルローダー	1
軽自動車	9	フォークリフト	1
救急車	4	バックホー	1
消防用自動車	38	計	179

修正前

資料 2 6 給食材料の調達先

学校給食用物資納入業者登録名簿

品目	調達先	責任者氏名	所在地	電話
冷凍食品	(有)鉄東商店	鉄東 紳孝	生駒市本町6-2	73-2180
〃	(株)半田商店	半田 善則	大和高田市出66-3	0745-53-0804
〃	(株)モリヨシ	森本 能史	桜井市大字桜井550-1	0744-43-0505
〃	(株)松並	松並 孝至	奈良市池田町220-3	0742-61-1010
〃	太平物産(株)	岩田 勝広	八尾市楠根町2丁目39	0729-99-4556
〃	(株)木田商店	木田 義文	吉野郡大淀町大字越部1627-1	0744-32-2378
〃	北和鶏卵販売(株)	北山 博之	生駒郡平群町大字梨本265	0745-45-1525
〃	こみやま	込山 博文	生駒市新生駒台5-16	75-0550
〃	(株)ロイヤル販売	福岡 忠雄	橿原市曲川町1丁目2-3	0744-21-3800
鶏肉	(株)東部萬野総本店	萬野 昌造	藤井寺市野中5-3-44	0729-38-1010
〃	菊月精肉店	堤野 浩	磯城郡田原本町220	07443-2-2026
〃	ジュルネフーズ(株)	昼馬 幸作	大和郡山市馬司町140-1	59-1000
〃	(株)池田商店	池田 一元	大阪市西成区北津守4丁目4-66	06-6568-2338
〃	チキン西川	西川 壽一	生駒郡平群町椿台4丁目3-13	0745-45-2428
食肉及び加工品	西亀精肉店	奥田 清幸	生駒市中菜畑2-1115-1	74-8529
〃	山本ミート	山本 泰史	大東市御領3-5-19	072-873-1366
〃	肉の寿屋	池元 弘	奈良市松陽台3-1-5	0742-45-4152
〃	ジュルネフーズ(株)	昼馬 幸作	大和郡山市馬司町140-1	59-1000
〃	(株)東部萬野総本店	萬野 昌造	藤井寺市野中5-3-44	0729-38-1010
〃	(株)池田商店	池田 一元	大阪市西成区北津守4丁目4-66	06-6568-2338
〃	(有)カワゼン興産	川口 善弘	羽曳野市羽曳が丘西6丁目11-6	072-958-7891
〃	菊月精肉店	堤野 浩	磯城郡田原本町220	07443-2-2026
青果	八百徳本店	稲味 秀彌	木津川市木津町西垣外46	0774-72-0132
〃	(株)丸商加工	寺田 昌義	大和郡山市馬司町606-5	56-3233
〃	(株)丸果	山根 暁	大和郡山市馬司町642-2	56-7371
〃	(株)大栄	岡田 セツ子	大和郡山市馬司町642-2	56-7348
〃	樫原青果(株)	池島 秀幸	大和郡山市馬司町642-2	56-7378
蒟蒻	(株)松音商会	松下 修也	大和郡山市北郡山町63-2	53-0120
調味料	藤尾酒店	藤尾 原司	生駒市壺分町891	77-7184
〃	(有)堀内栄養食研究社	堀内 弘	生駒市本町5-16	73-2712

奈良県畜産課または(財)奈良県学校給食会指定供給事業者

品目	調達先	責任者氏名	所在地	電話
牛乳	明治乳業(株)関西工場	拓殖 康行	貝塚市二色南町16	072-431-0102
パン加工	巽製粉(株)フローバル事業部	巽 弘典	桜井市大字栗殿789-1	0744-43-5271
〃	(株)プレーメン	森脇 信之	奈良市八条町5-354-1	0742-33-5741
米飯加工	ナフス(株)奈良支店	濱田 茂	奈良市南永井町乙50-1	0742-63-2121

参考 生活必需品の協定

参考 生活必需品等の協定

修正後(案)

資料 2 6 給食材料の調達先

学校給食用物資納入業者登録名簿

品目	調達先	代表者名	所在地	電話
一般食品	(有)鉄東商店	鉄東 紳孝	生駒市本町6-2	73-2180
〃	(株)半田商店	半田 善則	大和高田市出66-3	0745-53-0804
〃	(株)モリヨシ	森本 能史	桜井市大字桜井550-1	0744-43-0505
〃	(株)松並	松並 孝至	奈良市池田町220-3	0742-61-1010
〃	太平物産(株)	岩田 理恵	八尾市楠根町2丁目39	072-999-4556
〃	(株)木田商店	木田 義文	吉野郡大淀町大字越部1627-1	0744-32-2378
〃	北和鶏卵販売(株)	北山 博之	生駒郡平群町大字梨本265	0745-45-1525
〃	こみやま	込山 博文	生駒市新生駒台5-16	75-0550
〃	(株)ロイヤル販売	福岡 忠雄	橿原市曲川町1丁目2-3	0744-21-3800
鶏肉	(株)東部萬野総本店	萬野 昌造	藤井寺市野中5-3-44	072-938-1010
〃	菊月精肉店	堤野 浩	磯城郡田原本町220	0744-32-2026
〃	ジュルネフーズ(株)	昼馬 幸作	大和郡山市馬司町140-1	59-1000
〃	(株)池田商店	池田 一元	大阪市西成区北津守4丁目4-66	06-6568-2338
〃	チキン西川	西川 壽一	生駒郡平群町緑ヶ丘2-2-1	0745-45-2428
食肉及び加工品	西亀精肉店	奥田 清幸	生駒市中菜畑2-1115-1	74-8529
〃	山本ミート	山本 泰史	大東市御領3-5-19	072-873-1366
〃	肉の寿屋	池元 弘	奈良市松陽台3-1-5	0742-45-4152
〃	ジュルネフーズ(株)	昼馬 幸作	大和郡山市馬司町140-1	59-1000
〃	(株)東部萬野総本店	萬野 昌造	藤井寺市野中5-3-44	072-938-1010
〃	(株)池田商店	池田 一元	大阪市西成区北津守4丁目4-66	06-6568-2338
〃	(有)カワゼン興産	川口 善弘	羽曳野市羽曳ヶ丘西6丁目11-6	072-958-7891
〃	菊月精肉店	堤野 浩	磯城郡田原本町220	0744-32-2026
〃	肉のこばやし精肉卸問屋	小林 功典	東大阪市瓜生堂1-15-12	072-963-2931
青果	(株)丸商加工	寺田 昌義	大和郡山市馬司町606-5	56-3233
〃	(株)丸果	山根 暁	大和郡山市馬司町642-2	56-7371
〃	(株)大栄	岡田 セツ子	大和郡山市馬司町642-2	56-7348
〃	樫原青果(株)	池島 秀幸	大和郡山市馬司町642-2	56-7378
蒟蒻	(株)松音商会	松下 修也	大和郡山市北郡山町63-2	53-0120
調味料	藤尾酒店	藤尾 原司	生駒市壺分町891	77-7184
〃	(有)堀内栄養食研究社	堀内 秀起	生駒市本町5-16	73-2712

奈良県畜産課または(財)奈良県学校給食会(奈良市登大路町30 ☎0742-22-5190)指定供給事業者

品目	調達先	代表者名	所在地	電話
牛乳	明治乳業(株)関西工場	相川 正弘	貝塚市二色南町16	072-431-0102
パン加工	巽製粉(株)フローバル事業部	巽 弘典	桜井市大字栗殿789-1	0744-43-5271
〃	(株)プレーメン	森脇 信之	奈良市八条町5-354-1	0742-33-5741
米飯加工	ナフス(株)奈良支店	濱田 茂	奈良市南永井町乙50-1	0742-63-2121

参考 生活必需品の協定

参考 生活必需品等の協定

修正前

資料 27 給水器具の種類等

種 別	所 有 者	台 数	運 搬 能 力	備 考
給水タンク	生駒市水道局	1	1.5 t	アルミ製・加圧式
		2	1.0 t	アルミ製
		3	0.3 t	アルミ製
		20	2.0 t	ポリエチレン製
水槽付消防車	生駒市消防署	1	1.0 t	南分署
	生駒市消防団	1	1.5 t	本署（化学車）
		2	1.5 t	鹿ノ台分署、団車
給水タンク車	生駒市水道局	3	2.0 t	加圧式
		1	1.0 t	

資料 28 消毒薬等備蓄状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

通常時備蓄状況	備 考
消毒用噴霧器(5L) 8台	感染症発生時の消毒業務は委託業者が行う
消毒用噴霧器(500ml) 20台	
外用殺菌剤(500ml) 250本	
薬用石鹸 600個	
消毒用アルコールスプレー 70本	
手指消毒薬(500ml) 200本	

修正後（案）

資料 27 給水器具の種類等

種 別	所 有 者	台 数	運 搬 能 力	備 考
給水タンク	生駒市水道局	1	1.5 t	アルミ製・加圧式
		2	1.0 t	アルミ製
		3	0.3 t	アルミ製
		20	2.0 t	ポリエチレン製
水槽付消防車	生駒市消防署	1	1.0 t	南分署
	生駒市消防団	1	1.5 t	本署（化学車）
		2	1.5 t	鹿ノ台分署、団車
給水タンク車	生駒市水道局	3	2.0 t	加圧式
		1	1.0 t	

資料 28 消毒薬等備蓄状況

平成 23 年 4 月 1 日現在

通常時備蓄状況	備 考
消毒用噴霧器(5L) 3台	感染症発生時の消毒業務は委託業者が行う
消毒用噴霧器(500ml) 16台	
外用殺菌剤(500ml) 103本	
薬用石鹸 633個	
消毒用アルコールスプレー 32本	
手指消毒薬(500ml) 326本	

修正前

資料29 一般廃棄物処理施設

(平成22年4月1日現在)

種 別	設置主体	所 在 地	処理能力
ごみ焼却施設	生駒市	生駒市俵口町2116	220t/日
し尿処理施設	〃	生駒市北田原町2476-8	80kl/日

資料30 し尿処理資機材

(平成22年4月1日現在)

委託業者所有		災 害 時 連 絡 先	
ハキューム車	担当部署	電話番号	備 考
5	エコパ-721	0743-78-3420	

資料31 ゴミ収集資機材

(平成22年4月1日現在)

委託業者所有		災 害 時 連 絡 先	
収 集 車	担当部署	電話番号	備 考
<u>20</u>	環境事業課	0743-74-1111	

修正後(案)

資料29 一般廃棄物処理施設

(平成22年4月1日現在)

種 別	設置主体	所 在 地	処理能力
ごみ焼却施設	生駒市	生駒市俵口町2116	220t/日
し尿処理施設	〃	生駒市北田原町2476-8	80kl/日

資料30 し尿処理資機材

(平成22年4月1日現在)

委託業者所有		災 害 時 連 絡 先	
ハキューム車	担当部署	電話番号	備 考
5	エコパ-721	0743-78-3420	

資料31 ごみ収集資機材

(平成23年4月1日現在)

委託業者所有		災 害 時 連 絡 先	
収 集 車	担当部署	電話番号	備 考
<u>48</u>	環境事業課	0743-74-1111	

修正前

修正後（案）

新規追加 資料編67頁～86頁

資料35 「生駒市災害時要援護者支援プラン」(抜粋)

生駒市災害時要援護者避難支援プラン(抜粋)

第1章 総則

1 趣旨

生駒市災害時要援護者避難支援プラン(以下「避難支援プラン」という。)は、市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する要援護者(以下「要援護者」という。)の生命、身体を守るため、防災部局のほか地域組織及び福祉関係団体並びに医療機関等(以下「支援機関」という。)が協力して迅速かつ的確な避難支援を図るため、市が策定するものである。

2 位置づけ

この避難支援プランは、生駒市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の第2編第3節第6項に規定する要援護者の安全確保に関連して作成するものであり、災害予防計画及び災害応急対策計画を具体化したものである。

《 生駒市地域防災計画における位置付け 》

第2編 基本計画

第1章 災害予防計画 — 第3節 防災環境の整備 第6項 要援護者の安全確保

第2章 災害応急対策計画 — 第7節 被災者救助に関する計画 第8項 要援護者対策

3 基本方針

(1) 対象とする者

要援護者とは、一般的には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病者、外国人及び入院中の患者等をいう。(参考：地域防災計画—基本計画第6項P71)

要援護者の中には、家族との同居にある日常的に特定の者からの支援を受けられる状況にある者も相当数含まれている。

この避難支援プランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者を要援護者として位置づけて、避難支援を重点的かつ優先的に進める。

(2) 対象とする地域

この避難支援プランの対象地域は、本市全域とするが、実情に合わせた効果的な整備を進めるうえで、地域防災計画に掲載する土砂災害危険箇所及び警戒区域等、浸水想定区域に対する避難対象地域等の災害の危険性がある箇所又は区域(以下「災害危

修正前	修正後（案）
	<p>険区域等」という。)など、特に被災リスクの高い地域を重点的かつ優先的な対象地域とする。</p> <p>(3) 対象とする災害 この避難支援プランで想定する災害は、本市において風水害、土砂災害とする。また、市内全域に重大な被害をもたらすおそれのある地震災害や、その他の災害においても、この避難支援プランに準じた対応を実施するものとする。</p> <p>・4 構成 この避難支援プランは、要援護者の避難支援に関する全体的な考え方を示した「全体計画」と、要援護者一人ひとりに対する支援方法等を示した個別計画（以下「個別支援計画」という。）によって構成されるものである。</p> <p>・第2章 避難支援体制の構築</p> <p>・1 支援体制の整備</p> <p>(1) 市における避難支援体制の整備 市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、防災担当部局と協力して要援護者の避難支援のための業務を推進するものとする。 日頃から要援護者リストや個別支援計画の作成、管理を行うとともに、要援護者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。 また、災害時には「要援護者対策班」を編成して、情報の収集や伝達に努め、支援を受けられない要援護者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 地域における避難支援体制の整備 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、日頃から地域の要援護者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の避難支援が実施できる体制の整備に努める。</p> <p>(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備 社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておくとともに、災害時には自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。</p>

修正前	修正後（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 関係機関の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ① 要援護者の把握と個別支援計画の作成・管理 ② 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備 ③ 支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立 ④ 一般の指定避難所における要援護者に配慮した設備の改善 ⑤ 一般の指定避難所では対応が困難な要援護者を収容できる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定 <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備 ⑦ 要援護者の避難支援に関する知識の普及啓発 ⑧ 要援護者参加型の防災訓練の企画・実施 ⑨ 避難準備情報等の発表及び伝達 ⑩ 災害時における避難支援 ⑪ 災害時における要援護者の避難状況の把握及び安否確認 ⑫ 災害時における難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力 ⑬ 災害により保護を要する障がい児(者)等の把握及び措置 ⑭ 避難所における要援護者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言 (2) 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ① 要援護者の把握及び調査への協力 ② 個別支援計画の作成、更新作業への協力 ③ 個別支援計画作成（要援護者登録）への働きかけ ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力 ⑤ 避難所における要援護者の心のケア ⑥ 災害時における避難行動の支援 (3) 消防団の役割 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における避難準備情報等の伝達 ② 災害時における避難行動の支援又は救助

修正前	修正後（案）
	<p>第3章 要援護者情報の把握・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 要援護者リストの作成 <p>市は、市域における要援護者の全体像を把握するため、一般的に要援護者といわれる者のうち、主として支援が必要な対象者として考えられる高齢者、障がい者、難病患者等について、市の福祉関係課から収集した情報と、民生委員・児童委員による調査結果や関係機関から収集した情報により要援護者リスト（以下「要援護者リスト」という。）を作成する。</p> <p>なお、妊産婦、乳幼児、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、市の関係部課において支援が必要な状況にある者の把握に努めるものとする。</p> ・ 2 要援護者リストの対象者（要援護者の要件） <p>要援護者リストの対象者は、次に掲げる者のうち在宅の者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 70歳以上のひとり暮らし高齢者 ② 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者 ③ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級・2級の者 ④ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けているA判定の者 ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の者 ⑥ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者 ⑦ 前各号に準じる状態にある者のほか、自ら要援護者であることを申し出た者 ・ 3 情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市による情報の収集 <p>市は、要援護者リストを作成するため、生駒市個人情報保護条例第7条第3項の規定に従い、福祉関係課が保有する次に掲げる台帳から要援護者の要件に合う者の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳 ② 高年齢者台帳 ③ 要介護認定台帳

修正前	修正後（案）
	<p>④ 身体障害者更生指導台帳 ⑤ 療育手帳交付台帳 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳 ⑦ 市の関係部課において支援が必要な状況にあると判断している者</p> <p>(2) 関係機関の協力による情報の収集 市は、次に掲げる関係機関の協力で行う調査等により要援護者の情報を収集する。 この調査等は、1号様式「要援護者調査票」を用いて行うものとするが、収集する情報の項目を満たす独自の様式等を利用することもできる。</p> <p>① 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者世帯への訪問調査 ② 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供 ③ 郡山保健所が所管する特定疾患医療受給者台帳に基づく情報の提供 ④ 障がい者団体からの情報の提供 ⑤ その他必要に応じて実施される情報の提供 ⑥ ごみ収集（まごころ収集）</p> <p>(3) 収集する情報の項目 要援護者リストに記載する要援護者の情報は、次のとおりとする。</p> <p>① 小学校区 ② 要援護者の要件区分（介護・障がい状況） ③ 氏名 続柄 ④ 性別 ⑤ 生年月日（年齢） ⑥ 住所 ⑦ 電話番号（ひとり暮らしの場合のみ） ⑧ 世帯構成（氏名、続柄、性別、年齢） ⑨ 緊急連絡先（ひとり暮らしの場合のみ） ⑩ 災害時における避難に関する事項 ⑪ ひとり暮らし情報（民生委員、主治医、通院、健康状態、食生活等） ⑫ 住民コード ⑬ その他の特記事項</p>

修 正 前	修 正 後 (案)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 要援護者リストの適正管理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保管及び使用の制限 <p>市は、要援護者リストを電子計算組織上に電子データ化して保管し、次に掲げる目的にのみ使用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 要援護者の把握及び情報の更新 2) 要援護者登録制度への登録促進 3) 安否情報の確認 (2) 情報の更新 <p>要援護者リストの適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。</p> <p>要援護者リストは、時期を定めて年 1 回以上、これを行うものとする。また、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。</p> (3) 情報の共有 <p>要援護者リストに記載する情報は、市の防災関係課においても共有するものとする。</p> <p>また、関係機関の協力による調査等の対象者に関する情報については、その関係機関との間に限り共有することができる。</p> <p>なお、要援護者リストに記載されている内容には個人情報が含まれることを考慮し、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と情報を共有する場合、情報の提供を受ける関係機関は、2号様式「要援護者リスト等に係る秘密の保持に関する誓約書」を市に提出するものとする。</p>

修正前

修正後(案)

1号様式

災害時要援護者調査票

平成 年 月 日提出

〔要援護者〕

(ふりがな)				男・女
氏名				
住所	生駒市			
生年月日	年 月 日生	電話番号		
世帯構成 (本人含む)	人	同居状況等		

〔緊急時の家族等の連絡先〕

1	氏名		関係	
	住所	<input type="checkbox"/> 同居		
	電話番号			
2	氏名		関係	
	住所	<input type="checkbox"/> 同居		
	電話番号			
支援が必要な理由 ※該当する項目 すべてを選んで ください	1	70歳以上の一人暮らし高齢者	2	要介護(3以上)の認定を受けている
	3	障がい者手帳の交付を受けている	4	難病患者
	5	その他 ()		

○災害等で避難しなければならない場合、自分ひとりで又は家族等の手助けをかりて安全に避難できますか？

避難できない

避難できる

自分ひとりで避難できる

家族等が手助けしてくれるので避難できる

別紙 「個別支援計画書兼災害時要援護者台帳登録申請書」へ記入してください。

修正前

修正後（案）

2号様式

要援護者リスト等に係る秘密の保持に関する誓約書

生駒市長 あて

私は、生駒市災害時要援護者避難支援プランに基づく要援護者リストの作成、共有に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良県個人情報保護条例（平成 12 年奈良県条例第 32 号）並びに生駒市個人情報保護条例（平成 10 年条例第 1 号）の主旨を尊重して関係規定を遵守するとともに、提供のあった情報については他への漏洩及び私的利用はしないことを堅く誓います。

平成 年 月 日

住所、又は
機関の所在地：

氏名、又は
機関名及び代表者名：

修正前	修正後（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 章 個別支援計画の作成と要援護者登録制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 個別支援計画の作成 <p>市は、要援護者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、要援護者本人又はその家族等とともに、個々に対応する避難支援員や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成する。</p> <p>個別支援計画は、市が、要援護者リストを活用した要援護者への聞き取り調査を基本としながら、自ら若しくは民生委員・児童委員又はその他の関係機関に協力を依頼して作成する。</p> <p>また、要援護者自らの申し出による作成（手上げ方式）や、第三者から提供される情報をもとに実施する調査に基づいて作成することもできる。</p> ・ 2 個別支援計画の対象者 <p>個別支援計画は、要援護者リストに登録された要援護者のうち、次に掲げる者について重点的かつ優先的に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害危険区域等に居住する者 ② 同居又は同一敷地内に家族がいない者 ③ 利用している福祉サービス提供施設等からの災害時の支援がない者 ④ 家族など身近にいる者のみでは十分な支援を行えない者 ⑤ 夫婦がともに障がい者のみの世帯の者 ⑥ 前各号に準じる状態にある者 ・ 3 個別支援計画の内容 <p>個別支援計画書には、要援護者リストに記載された項目と併せて避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 加入している自治会名（未加入の場合は、管轄の自治会名） ② 避難支援員 ③ 支援方法 ④ 緊急通報システム設備の有無 ⑤ かかりつけの医療機関 ⑥ 携行する医薬品等 ⑦ 情報伝達での留意事項 ⑧ 避難誘導時の留意事項 ⑨ 避難先での留意事項

修正前	修正後（案）
	<p>⑩ 支援者への情報提供に関する同意の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 個別支援計画の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保管及び使用の制限 <p>市は、要援護者に関して収集した情報を要援護者リストに追加するとともに、作成した個別支援計画を台帳として整備し、福祉関係課において保管する。</p> <p>なお、市及び支援者は、個別支援計画を要援護者の避難支援に関する目的以外に使用してはならない。</p> (2) 情報の更新 <p>個別支援計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。</p> <p>市の福祉関係課は、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、要援護者本人及び避難支援員による確認のもとで随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努める。</p> (3) 情報の共有 <p>個別支援計画に記載された情報は、市及び要援護者本人のほか、要援護者本人又はその家族等が情報提供に関して同意した避難支援員又は支援機関で共有する。</p> (4) 緊急時の情報提供 <p>災害時において要援護者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は機関に対してリスト及び個別支援計画の情報を提供できるものとする。</p> ・ 5 要援護者登録制度 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者台帳の作成 <p>市は、避難支援体制を整備するため、要援護者リストの対象者に「災害時要援護者調査票」、「個別支援計画書兼災害時要援護者台帳登録申請書」等を発送し、制度に関する周知とともに、災害時要援護者台帳の登録への意思確認、個別支援計画書における個人情報の、関係機関への情報提供に関する要援護者本人や家族の同意をもって災害時要援護者台帳（以下「台帳」という。）を作成する。</p>

修正前	修正後（案）
	<p>(2) 台帳の情報共有及び管理</p> <p>市は、要援護者本人や家族からの個人情報提供に関する同意を得た、地域の支援機関等と情報を共有する。</p> <p>台帳の情報共有について、生駒市個人情報保護条例の規定に準拠し、誓約書の提出により、要援護者情報の漏えい防止に努め、適正に管理するとともに、取り扱いについて十分注意するものとする。</p> <p>(3) 台帳の情報更新</p> <p>市は、年1回、台帳の情報更新を行うとともに、災害時要援護者リストに変更があった場合、または、地域の関係機関から災害時要援護者情報等の変更の届け出があった場合、適宜、最新の情報に更新する。</p> <p>(4) 登録窓口の設置</p> <p>市は、要援護者自らの申し出（手上げ方式）により個別支援計画の作成ができる要援護者登録制度（以下「登録制度」という。）を設ける。そのため、市の福祉関係課に登録窓口を設置するものとする。</p> <p>登録は、3号様式「個別支援計画書兼要援護者登録申請書」の提出によって行うものとする。</p>

修正前

修正後（案）

3号様式（表）

個別支援計画書兼災害時要援護者台帳登録申請書【新規・変更】

平成 年 月 日作成

生駒市長 宛

私は、災害時要援護者台帳への登録を申請します。

また、市の関係部署や下記の関係機関等への情報提供に同意します。

申請人氏名（自署）

（※本人が「記入できない」場合は代理人（配偶者、扶養義務者、保護者等）が記入してください。

代理人氏名（自署）

（申請人との関係： ）

住所

電話番号

[登録者]

（ふりがな）				男・女
氏 名				Ⓜ 男・女
住 所	生駒市			
生年月日	年 月 日	電話番号		
世帯構成 （本人含む）	人	危険区域 の種別	<input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
自治会名				

[避難支援員]

	氏名 機関名	関係		
1	住 所			
	電話番号	支援方法	<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 安否確認	
	氏名 機関名	関係		
2	住 所			
	電話番号	支援方法	<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 安否確認	
	氏名 機関名	関係		

《情報提供先》

記入していただいた情報は、生駒市が行う防災活動に使用するほか、以下の関係機関や

お住まいの地区の支援関係者に提供します。

- ①消防本部 ②社会福祉協議会 ③自主防災会（自治会等）④民生委員・児童委員
⑤あなたの支援者

※ 個人情報は、災害時の要援護者支援目的以外に、外部提供することはありません。

修正前

修正後(案)

3号様式(裏)

かかりつけ の医療機関	
携行する 医薬品等	
情報伝達で の留意事項	
避難誘導時 の留意事項	
避難先での 留意事項	
特記事項	

修正前

修正後（案）

第5章 避難準備情報等の発表

1 避難準備情報

市は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、要援護者が避難行動を開始するための情報、又は避難支援員が要援護者への支援を開始するための情報として「避難準備情報」を発表する。

2 避難準備情報等の発表・発令の判断基準

市は、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等とを総合的に判断して、生駒市地域防災計画に基づき避難準備情報や避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）を発表又は発令する。

《 避難準備情報等の発表又は発令の要件 》

区分	発表又は発令の要件	住民に求める行動
避難準備情報	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要援護者のかたがたにいち早く安全な場所に避難していただく必要があると認めるとき（市の避難基準に準ずる）	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援員は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（市の避難基準に準ずる）	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（市の避難基準に準ずる）	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

修正前

修正後（案）

第6章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

・ 1 情報伝達

(1) 情報伝達体制の整備

1) 市

市は、災害時における避難準備情報等や災害関連情報について、要援護者本人のみならず、その家族や避難支援員に対しても広く周知を図る必要がある。また、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

特に、直接的な情報伝達のために携帯メールサービスの普及に努めるとともに、災害危険区域等に重点を置いた同報系防災行政無線の整備を検討する。

また、提供する情報については、聴覚障がい者や外国人にも配慮して外国語や文字放送を行うなど情報発信での支援を行うよう努める。

《 多様な情報伝達手段の確保 》

情報伝達手段	音声	文字
市の広報車による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
ケーブルテレビ、市政広報番組ラブリータウンいこまへの情報提供による放送	○	○
携帯メールサービス（奈良県防災・防犯メールサービス等）		○

市は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の災害危険区域に在り、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、生駒市地域防災計画において「要援護者関連施設」として規定し、電話又はファックスを用いて、避難準備情報等や災害関連情報を伝達するとともに、地域防災計画の要綱に基づいて、当該地区の自治会等に対しても同様に避難準備情報等や災害関連情報を伝達する。

2) 避難支援員及び関係機関

避難支援員や要援護者を支援する関係団体等は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため、携帯メールサービスの積極的な導入を進めるとともに電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図る。

修正前	修正後（案）
	<p>(2) 情報伝達の実施</p> <p>1) 市 市は、避難準備情報等や災害関連情報を発表したとき及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行う。</p> <p>2) 避難支援員 情報伝達を行う避難支援員は、市や防災関係機関が発表する情報を入手し、又は情報の伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する要援護者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧める。 また、避難準備情報等が発表された場合は速やかな避難を促すものとする。</p> <p>3) 関係機関 要援護者を支援する関係団体等は、要援護者の様子を電話又は直接訪問によって確認し、台風等が接近していることなどを伝えるとともに、避難準備情報等が発表されているときは避難の開始を促し、自ら避難できるものに対しては早期の自主避難を勧める。</p> <p>・ 2 避難誘導</p> <p>(1) 避難誘導體制の整備</p> <p>1) 市 市の要援護者対策班は、避難準備情報等の発表の状況や避難所の開設状況を把握し、支援者や要援護者を支援する関係団体等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応するほか、公用車両の待機、避難所等との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備する。</p> <p>2) 避難支援員 避難誘導を行う避難支援員は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため携帯メールサービスなどの積極的な導入を進めるとともに、常に担当する要援護者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。</p> <p>3) 関係機関 要援護者を支援する関係団体等は、組織内に要援護者支援のための班を編成し、自らが保有する資機材や福祉車両を準備するなどして、必要に応じて迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。</p>

修 正 前	修 正 後 (案)
	<p>(2) 避難誘導の実施</p> <p>1) 市</p> <p>要援護者対策班は、避難支援員や関係機関からの問い合わせに対して、受入れ可能な施設に関する情報を提供することにより避難誘導を支援する。</p> <p>また、自力での避難が困難であり、関係機関からの支援を受けられない状況にある要援護者に関する通報を受けた場合、必要に応じて市の公用車両を活用して避難誘導を実施する。</p> <p>2) 避難支援員</p> <p>避難誘導を行う避難支援員は、風雨が強くなる以前において、個別支援計画書に基づき要援護者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所又は、あらかじめ定められた避難所への避難を行う。</p> <p>また、避難誘導を実施した場合は、市の要援護者対策班に、避難支援員の氏名、要援護者の避難先を連絡するものとする。</p> <p>3) 関係機関</p> <p>要援護者を支援する関係団体等は、風雨が強くなる以前において、自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して要援護者を避難所などの安全な場所へ移送する。避難誘導を実施する際は、必ず要援護者の特性を理解している者が付き添い、努めて冷静に接して安心させるように行い、市の要援護者対策班に、支援した者の所属と氏名、要援護者の避難先を連絡するものとする。</p> <p>(3) 避難誘導における留意事項</p> <p>避難支援員及び関係機関は、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となることから無理な外出は控え、市の要援護者対策班、消防本部、消防団に状況を連絡して応援を要請する。</p> <p>また、罹災等のショック等による急激な容体の悪化や怪我をした要援護者については、速やかに消防本部への連絡を行い緊急手当て又は入院が可能な医療機関への搬送を行う。</p> <p>そのほか、医療行為が必要な要援護者についても、かかりつけの医療機関又は医療機関との連携を図る。</p>

修正前	修正後（案）
	<p>3 安否確認</p> <p>(1) 安否情報の収集体制の整備</p> <p>住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、避難支援員、関係機関は、協力して迅速かつ的確に要援護者の安否確認を行う。</p> <p>1) 市</p> <p>市は、避難支援員や関係機関による安否情報の集約や照会に一元的に対応するため、要援護者対策班に安否情報窓口を設置する。</p> <p>2) 避難支援員</p> <p>避難支援員は、常に担当する要援護者の連絡先を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備する。</p> <p>3) 関係機関</p> <p>要援護者を支援する関係団体等は、関係する要援護者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内での把握に努める。</p> <p>① 自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等は、日頃の地域活動を通じて要援護者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報窓口への円滑な情報提供ができる体制を整備する。</p> <p>② 地域包括支援センターは、介護支援専門員（ケアマネジャー）がホームヘルプサービス等の利用者の安否について確認し、地域包括支援センターで情報を集約して市の安否情報窓口へ情報を提供できる体制を整備する。</p> <p>また、介護サービス事業者等とのネットワークを活用した安否確認の体制づくりに努めるものとする。</p> <p>(2) 安否確認の実施</p> <p>安否確認は、避難支援員及び関係機関が持つ連絡網等を最大限に活用して可能な限り直接の連絡により迅速に安否の確認を行うものとする。</p> <p>市は、要援護者リストと関係機関が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等を照らして避難の状況を把握しつつ、要援護者に係る問い合わせ等への対応を行うものとする。</p> <p>避難支援員又は支援を実施した者は、要援護者を避難所や親族宅等へ移送した場合のほか消息が不明な者について市の安否情報窓口へ連絡し、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに消防機関及び警察等との連絡を図り、救出活動のための体制を整える。</p>

修正前	修正後（案）
	<p>第7章 避難所における支援体制</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えるとともに、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図るものとする。</p> <p>2 福祉避難所の設置</p> <p>(1) 福祉避難所の必要性</p> <p>要援護者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想されるとともに、一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障がい者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。</p> <p>このことから、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への対応を図るものとする。</p> <p>市は、要援護者の特性に応じた専用の避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置について、一般の避難所とは別に指定するよう努める。</p> <p>(2) 福祉避難所の対象者</p> <p>福祉避難所の対象者は、要援護者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者とする。</p> <p>また、対象者を介助する家族等も対象者とともに避難することができる。</p> <p>(3) 福祉避難所となる施設</p> <p>市は、福祉避難所として市内で利用可能な施設の状況を把握するものとする。利用可能な施設とは、災害危険区域等でない次に掲げる施設とする。</p> <p>① 特別養護老人ホーム等の入所可能な老人福祉施設</p> <p>② 一般の避難所で、介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設</p> <p>(4) 福祉避難所の指定と利用</p> <p>市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる市内数か所の施設を福祉避難所として指定することができる。</p> <p>市は、福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害発生時における福祉</p>

修正前	修正後（案）
	<p>避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、受入態勢、（運営スタッフ、備品、備蓄物資など）、業務の範囲、情報伝達体制、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図るものとする。</p> <p>また、市は、災害時において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。</p> <p>なお、福祉避難所の利用は、緊急避難的な場所の利用の場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別なサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとする。</p> <p>3 運営における留意事項</p> <p>(1) 避難所生活での配慮</p> <p>1) 救援物資の供給に関する配慮</p> <p>市又は自主的な避難所運営組織は、避難所の運営にあたっては要援護者に配慮する。</p> <p>2) 情報提供での配慮</p> <p>避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して必ず掲示も併用する。また、外国人への配慮として、外国語やイラストも用いて理解しやすい内容で掲示を行うよう努める。</p> <p>(2) 心身の健康管理</p> <p>1) 医療班による巡回</p> <p>医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケアを行うことにより、障がいの重度化や合併症の予防に努める。</p> <p>また、ライフラインが停止している状況で自宅での生活をおくる被災者に対しても、巡回による医療ケアの実施に努める。</p> <p>2) こころのケア</p> <p>災害による大きなショックや強い不安感、又は長期化する避難所生活のなかでのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、要援護者への理解と交流を行う。</p> <p>また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」の実施に努める。</p>

修正前

防災会議委員名簿

(会 長)	
生駒市長	山下 真
(1号委員)	
(2号委員)	
郡山土木事務所長	水本 雅章
郡山保健所長	山田 全啓
(3号委員)	
生駒警察署長	立見 博司
(4号委員)	
市副市長	
市市長公室長	中田 好昭
市企画財政部長	今井 正徳
市市民部長	新谷 厚
市福祉健康部長	池田 勝彦
市生活環境部長	奥谷 長嗣
市建設部長	松本 安嘉
市水道局長	古川 文男
(5号委員)	
市教育長	早川 英雄
(6号委員)	
市消防長	秋吉 基秀
市消防団長	芳野 茂
(7号委員)	
郵便局(株)生駒郵便局長	竹島 成浩
西日本電信電話(株)奈良支店設備部災害対策室部長	植田 豊
大阪ガス(株)導管事業部北東部導管部緊急保安チームマネジャー	山部 秀孝
関西電力(株)奈良営業所長	高瀬 博美
近畿日本鉄道(株)生駒駅長	杉野 康隆
奈良交通(株)北大和営業所長	奥村 卓司
北倭土地改良区理事長	有山 武揚
(8号委員)	
生駒市医師会長	梅川 智三郎
生駒商工会議所会頭	久保 昌城
市自治連合副会長	井山 豊樹
市民生委員・児童委員連合会長	中庄谷 幸榮
市建設業協会長	吉川 均
市地域婦人団体連絡協議会長	出垣 眞智子
日本赤十字社奈良県支部生駒市地区奉仕団地区委員長	永野 洋子
市議会議長	中谷 尚敬
市議会企画総務委員長	矢奥 憲一
(専門委員)	
京都大学防災研究所准教授	片尾 浩
京都大学防災研究所准教授	松波 孝治

修正後(案)

防災会議委員名簿

(会 長)	
生駒市長	山下 真
(1号委員)	
(2号委員)	
郡山土木事務所長	上平 盛王
郡山保健所長	山田 全啓
(3号委員)	
生駒警察署長	蜂谷 維佐夫
(4号委員)	
市副市長	小紫 雅史
市市長公室長	中田 好昭
市企画財政部長	今井 正徳
市市民部長	新谷 厚
市福祉健康部長	池田 勝彦
市生活環境部長	奥谷 長嗣
市建設部長	松本 安嘉
市水道局長	古川 文男
(5号委員)	
市教育長	早川 英雄
(6号委員)	
市消防長	藤田 隆文
市消防団長	山村 政治
(7号委員)	
郵便局(株)生駒郵便局長	犬束 千博
西日本電信電話(株)奈良支店設備部災害対策室部長	植田 豊
大阪ガス(株)導管事業部北東部導管部緊急保安チームマネジャー	西村 正治
関西電力(株)奈良営業所長	高瀬 博美
近畿日本鉄道(株)生駒駅長	杉野 康隆
奈良交通(株)北大和営業所長	奥村 卓司
北倭土地改良区理事長	有山 武揚
(8号委員)	
生駒市医師会長	梅川 智三郎
生駒商工会議所会頭	久保 昌城
市自治連合副会長	井山 豊樹
市民生委員・児童委員連合会長	室井 博子
市建設業協会長	吉川 均
市地域婦人団体連絡協議会長	出垣 眞智子
日本赤十字社奈良県支部生駒市地区奉仕団地区委員長	永野 洋子
市議会議長	井上 充生
市議会企画総務委員長	下村 晴意
(専門委員)	
京都大学防災研究所准教授	片尾 浩
京都大学防災研究所准教授	松波 孝治